

美浜町小中学校再編のための基本構想

平成 30 年 3 月

美 浜 町 教 育 委 員 会

目次

第1章 背景等	1
1. 背景	1
2. 計画の期間	1
第2章 上位計画等の整理	2
1. 法令	2
2. 県の計画	10
3. 町の関連計画	13
第3章 学校の適正規模及び適正配置の考え方	16
1. 適正規模	16
2. 適正配置	18
第4章 現状	19
1. 小学校	19
2. 中学校	24
第5章 現地調査結果	29
1. 小学校	30
2. 中学校	31
第6章 児童生徒数の推計	32
1. 町全体における児童生徒数の推計結果.....	32
2. 各小学校における児童数の推計結果.....	33
3. 各中学校における生徒数の推計結果.....	34
第7章 課題の整理	35
1. 小規模校等の課題等.....	35
2. 本町における課題.....	39
第8章 適正規模(案)及び適正配置(案)	40
1. 基本方針	40
2. 適正規模(案)	41
3. 適正配置(案)	43

第9章 将来基本構想（案）	46
資料編	49
1. 実現に向けた他都市取組事例	50
2. 現地調査結果	55

第1章 背景等

1. 背景

近年、少子化の影響により、美浜町（以下、「本町」という。）における児童生徒数は年々減少している。これに伴い、多様な考えに触れて切磋琢磨するという集団教育上の特性を活かせないだけでなく、教職員の配置数が減少することで学校の運営や児童生徒への教育指導においても影響が出ている。

このような状況の中、本町では平成29年に「美浜町公共施設等総合管理計画」を策定し、将来のさらなる児童生徒数の減少も考慮し、小中学校の適正規模化を掲げている。

こうしたことを踏まえ、将来の子どもたちにとって望ましい教育環境の充実に資することを目的に、本計画を策定することとする。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成44年度までの15年間とする。

また、本計画の策定後も社会情勢や本町の実情などに応じて、適宜見直しを行うものとする。

第2章 上位計画等の整理

1. 法令

学校規模に関する法令など（抜粋）

学校教育法 第38条（第49条） （昭和22年文部省令26号）	市町村は、その区域内にある学齢児童（生徒）を就学させるに必要な小学校（中学校）を設置しなければならない。
学校教育法施行規則 第41条（第79条） （昭和22年文部省令第11号）	小学校（中学校）の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（適正な学校規模の条件） 第4条 （昭和33年政令第189号）	法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。 一. 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。 二. 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。 2 5学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは「24学級」とする 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号 最終更新：平成29年5月17日公布 （平成29年法律第29号）改正）	（学級編制の標準） 第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県の、都道府県又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級（＝単式学級）	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	二の学年の児童で編制する学級（＝複式学級）	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級（＝単式学級）	40人
	二の学年の生徒で編制する学級（＝複式学級）	8人

<p>小学校設置基準 (平成 14 年 3 月 29 日 文部科学省令第 14 号、最終改正：平成 19 年 12 月 25 日 文部科学省令第 40 号)</p>	<p>第 2 章 編制 (1 学級の児童数) 第 4 条 1 学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40 人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 (学級の編制) 第 5 条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を 1 学級に編制することができる。 (教諭の数等) 第 6 条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、1 学級当たり 1 人以上とする。 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>
---	--

第3章 施設及び設備

(校舎及び運動場の面積等)

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
1人以上 40人以下	500
41人以上 480人以下	$500+5 \times (\text{児童数}-40)$
481人以上	$2700+3 \times (\text{児童数}-480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
1人以上 240人以下	2400
241人以上 720人以下	$2400+10 \times (\text{児童数}-240)$
721人以上	7200

<p>中学校設置基準 (平成 14 年 3 月 29 日 文部科学省令第 14 号、最終改正：平成 19 年 12 月 25 日 文部科学省令第 40 号)</p>	<p>第 2 章 編制 (1 学級の生徒数) 第 4 条 1 学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40 人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 (学級の編制) 第 5 条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を 1 学級に編制することができる。 (教諭の数等) 第 6 条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、1 学級当たり 1 人以上とする。 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>
---	--

第3章 施設及び設備

(校舎及び運動場の面積等)

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表

イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上 40人以下	600
41人以上 480人以下	$600+6 \times (\text{生徒数}-40)$
481人以上	$3240+4 \times (\text{生徒数}-480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上 240人以下	3600
241人以上 720人以下	$3600+10 \times (\text{生徒数}-240)$
721人以上	8400

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）～30年ぶりの40人学級の見直し・10年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～
（平成22年8月27日 文部科学省）

I 少人数学級（35・30人学級）の推進等【平成23年度から30年度までの8ヵ年計画】

- (1) 小学校全学年で35人学級を実現（H23年度～H27年度の5ヵ年計画）
- (2) 中学校全学年で35人学級を実現（H26年度～28年度の3ヵ年計画）
- (3) 小学校1・2年生で30人学級を実現（H29年度、30年度の2ヵ年計画）
- (4) 副校長・教頭、生徒指導担当教員及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消（H24年度）

【35・30人学級の推進】

40人⇒35人						35人⇒30人	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小1 小2	小3	小4	小5	小6	-	小1	小2
-	-	-	中1	中2	中3	-	-

- 小学校の複式学級に係る学級標準の引下げ
 - ・16人→14人（小1を含む場合：8人→6人）
- 中学校の複式学級の解消
 - ・8人→解消

II 教職員配置の改善【平成26年度から30年度までの5ヵ年計画】

- (1) 教育水準向上のための基礎定数※の充実
※学校数や学級数等に応じて算定される定数
- (2) 生徒指導（進路指導）担当教員の配置改善
- (3) 養護教諭の配置改善
- (4) 栄養教諭の配置改善
- (5) 特別支援教育コーディネーターの配置改善
- (6) 障害のある児童生徒への通級指導の充実
- (7) 外国人児童生徒への日本語指導の充実
- (8) 教育研修の充実

III 柔軟な学級編制のための制度改正

- ・小・中学校の設置者である市町村が、地域の実情に応じ、柔軟な学級編制を実施することができるよう、学級編制に係る権限を見直す。
- ・また、画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないよう、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入。

子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案（H25～29年の5ヵ年計画）の策定
 （平成24年9月7日 文部科学省）

平成24年9月7日小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現と、いじめ問題、教育格差解消、特別支援学級の充実などの個別の教育課題への対応を同時並行で推進することを内容とした、公立義務教育諸学校における新たな教職員定数改善計画案（H25～29年度の5か年で合計27,800人）を策定。

【改善の内容】

1. 35人以下学級の推進など学級規模の適正化
 ○36人以上学級の解消、複式学級の解消・改善に必要な加配
 ○地方の実情に即した対応のため、各都道府県の判断で、対象学年を選択しつつ、平成29年度までに35人以下学級を全国的に実現。
2. 個別の教育課題に対応した教職員配置の実現
 - ①学力・学習意欲向上支援
 - ②インクルーシブ教育システム構築に向けた通級市道など特別支援教育の充実
 - ③外国人児童生徒等への日本語指導
 - ④小学校における専科教育の充実
 - ⑤学校・地域連携等の取組みへの支援
 - ⑥いじめ問題への対応など学校運営の改善充実
 - ⑦教員の資質能力向上に対する支援

【これまでの教職員定数の計画的改善の状況】

区分	第1次 34'～38' [5年計画]	第2次 39'～43' [5年計画]	第3次 44'～48' [5年計画]	第4次 49'～53' [5年計画]	第5次 55'～3' [12年計画]	第6次 5'～12' [6～8年計画]	第7次 13'～17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員等の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増 自然増減	34,000人 △18,000人	61,683人 △77,960人	28,532人 △11,801人	24,378人 38,610人	79,380人 △57,932人	30,400人 △78,600人	26,900人 △26,900人

【近年の教職員定数改善の経緯】

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'※1	24'※2
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人
改善増の内容			・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置 ・東日本大震災にかかる教育復興支援
学級編制の標準	40人					小1:35人 小2～中3:40人	

2. 県の計画

あいちの教育ビジョン 2020—第三次愛知県教育振興基本計画—（抜粋）

○計画期間○

平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間

○計画の性格○

本ビジョンを、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるとともに、本ビジョンにおける「基本理念」と『あいちの人間像』を実現する五つの基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「大綱」として位置付ける。

○基本理念と「あいちの人間像」○

【基本理念】 「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

【めざす「あいちの人間像」】

共に生きる・・・自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間

自分を生かす・・・互いに切磋琢磨し、自らの力を社会に生かすことのできる人間
学び続ける・・・生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間

あいちを創る・・・あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間

世界にはばたく・・・次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

○「あいちの人間像」を実現する5つの基本的な取組～取組の柱と施策の展開～○

1. 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします
2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます
4. 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します
5. 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

○取組の柱と施策の展開（小中学校関連の一部のみ抜粋）○

1. 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします	
取組の柱	施策の展開
個に応じたきめ細かな指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・指導改善の推進 ・少人数教育等学びの環境の整備
外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語や外国文化を学ぶ機会の充実 ・教員研修の充実 など
理数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術への関心を高める取組の推進 ・理科授業の充実 など
情報教育の充実 など	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の育成 ・学校の情報化の推進

2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます	
取組の柱	施策の展開
いじめ・不登校等への対応の充実 など	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の充実 ・学校と関係機関との連携 など

3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます	
取組の柱	施策の展開
家庭教育・子育ての支援の充実	・子育て家庭への支援 など
幼児教育の充実	・幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の 実践力向上 ・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上 ・小学校との連携強化
健康教育・食育の推進	・学校における食育の充実 など
学校体育の充実 など	・地域連携による体育的活動の充実など

4. 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します	
取組の柱	施策の展開
グローバル化への対応の推進	・多文化共生に向けた教育の充実 など
伝統文化・文化財の継承と新たな文化の創造	・県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した 多様な交流・創造の実現 など
生涯学習・スポーツの推進 など	・生涯にわたって学ぶ環境の充実 ・スポーツに参加する機会の充実 など

5. 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます	
取組の柱	施策の展開
開かれた学校づくりと多忙化解消への支援	・地域による学校への支援体制づくりの 推進 ・学校を核とした地域づくり ・異なる学校種間・設置者間の連携など
学校施設・設備の充実 など	・学校施設の耐震化や防災機能の強化 ・老朽化対策を軸とした施設整備の推進 ・「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業 教育環境の充実 ・ICT 機器などの教育環境の整備 ・特別な支援を要する子どものための教育環 境の充実 など

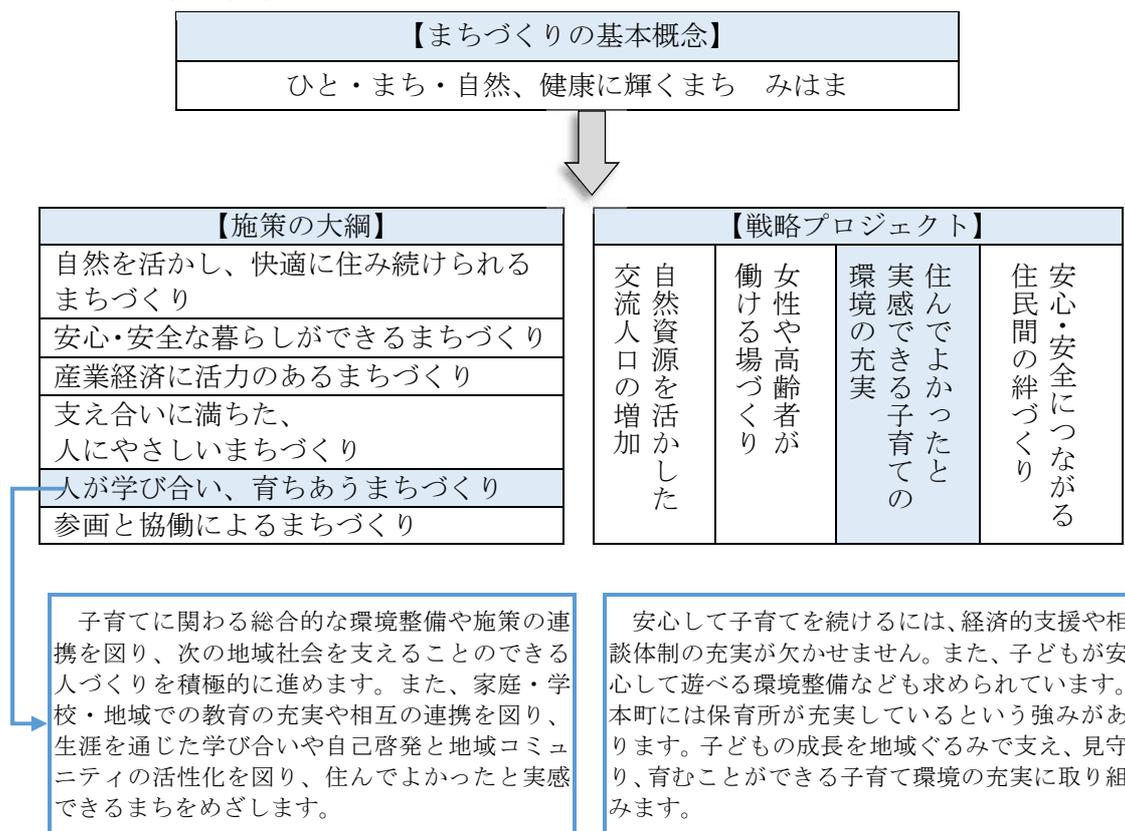
3. 町の関連計画

第5次美浜町総合計画（抜粋）

○計画の構成と期間○

基本構想と基本計画は平成26年（2014年）から始まり平成37年（2025年）を目標年次とする。実施計画は、3年を計画スパンとして毎年見直しを行っていく。

○施策の大綱と戦略プロジェクト○



美浜町公共施設等総合管理計画（抜粋）

○計画期間○

平成 29 年度（2017 年）から平成 49 年度（2037 年）までの 21 年間

○学校教育系施設（要点）○

- ・学校教育系施設の延床面積による割合は全体の過半数を占める。
- ・小中学校の児童生徒数は減少傾向で、平成 27 年（2015 年）の生徒数は昭和 35 年（1960 年）の 47.6%、昭和 57 年（1982 年）の 56.6%である。
- ・校舎などの更新にあたっては、将来のさらなる児童生徒数の減少も考慮し、規模の適正化を行う。
- ・災害発生時は避難所の役割も果たすことから、耐震性能の維持をはじめとする耐災害性の確保を図る。

○美浜町の公共施設等管理における課題○

【1. 人口減少下におけるサービスの維持】 町民の生活の質を最低限確保するためのサービスは維持しつつ、適切な施設の保有量を検討する必要がある。
【2. 更新時期を迎える施設と財源不足への対応】 現状のままでは施設の更新費用の確保はほぼ不可能であるため、投資を抑制しつつ、より効果の高い維持管理手法が求められる。
【3. 公共施設等の安全確保と防災対策】 施設の保全を確実にいき、平常時だけではなく災害時においても、町民が安全かつ安心して利用できる状態を維持する必要がある。
【4. 従来型の管理体制から脱却した組織づくり】 美浜町の施設全体を一元管理することを目的とした、新たな組織づくりが必要。

○公共施設等の管理に関する基本方針○

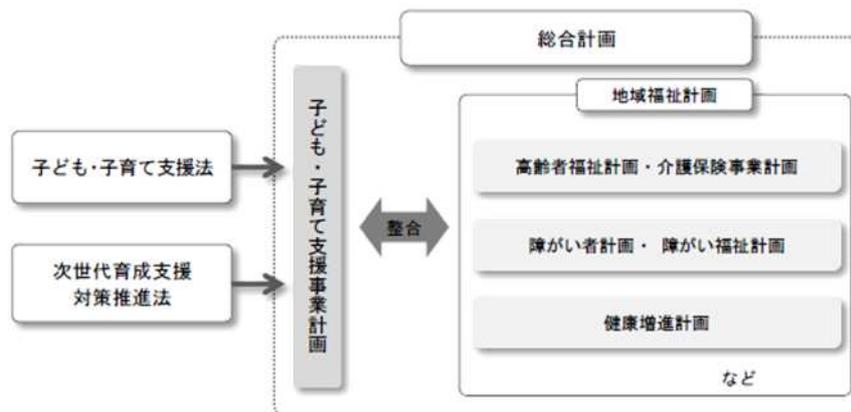
① 公共施設等保有量の適正化
② 維持管理の効率化と長寿命化
③ 施設の安全性の確保
④ 適正管理のための仕組みづくり

美浜町子ども・子育て支援事業計画

○計画の位置付け○

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定。

○上位計画、関連法案との関係○



○計画期間○

平成27年度（2015年）から平成31年度（2019年）までの5年間とし平成26年度に策定

○関連施策の展開○

幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

- ・既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進める。
- ・幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行したいと考える園に対しては、移行の手続きや、制度の内容について適宜情報提供を行い、支援を行う。

(2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

- ・質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等の子ども・子育て支援を行う者同士相互の連携が必要であるとともに、幼稚園及び保育所、小学校、中学校のそれぞれについての連携も重要である。
- ・保育士、幼稚園教諭等に対する研修の充実等により資質の向上を図るため、保育士会や県等の主催する合同研修会等の情報周知や勉強会の開催等を推進する。

第3章 学校の適正規模及び適正配置の考え方

1. 適正規模

法令上、学校規模の標準は、学級数により認定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。この学校規模の基準を下回る場合、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日/文部科学省）によって次のような対策を取ることが求められている。

学校規模の標準を下回る場合の対応の目安【小学校の場合】	
【1～5学級】 複式学級が存在する規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、複式学級が存在する学校規模 ・一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校再編等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある ・地理的条件等により再編困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある
【6学級】 クラス替えができない規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模 ・一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい ・児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校再編等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある ・地理的条件等により再編困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある
【7～8学級】 全学年ではクラス替えができない規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模 ・学校全体及び各学年の児童数を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校再編の適否も含めた今後の教育環境の在り方を検討することが必要 ・今後の児童数の予測を踏まえ将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて速やかな検討が必要
【9～11学級】 半分以上の学年でクラス替えができる規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模 ・学校全体及び各学年の児童数を勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要

学校規模の標準を下回る場合の対応の目安【中学校の場合】	
【1～2 学級】 複式学級が 存在する規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、複式学級が存在する学校規模 ・一般に教育上の課題 が極めて大きいため、学校再編等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある ・地理的条件等により再編困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある
【3 学級】 クラス替えがで きない規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模 ・一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい ・生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校再編等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある ・地理的条件等により再編困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や ・緩和策を積極的に検討・実施する必要がある
【4～5 学級】 全学年ではクラ ス替えができな い規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模 ・学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校再編の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要 ・今後の児童数の予測を踏まえ将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3 学級の場合に準じて速やかな検討が必要
【6～8 学級】 全学年でクラ ス替えができ、同 学年に複数教員を 配置できる規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模 ・学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要
【9～11 学級】 全学年でクラ ス替えができ、同 学年での複数教員 配置や、免許外指 導の解消が可能 な規模	<ul style="list-style-type: none"> ・標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模 ・教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である

2. 適正配置

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日/文部科学省）によると、小学校及び中学校の適正配置に関して、通学距離と通学時間によってそれぞれ標準を記している。

通学距離においては、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校再編の条件として、小学校で概ね4km以内、中学校では概ね6km以内という基準を定めている。

また、通学時間については「概ね1時間以内」を一応の目安とした上で、地域の実情や児童生徒数の実態に応じて1時間以上に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられるとしている。

そのほか、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、自転車通学やスクールバスの導入も検討し、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれるとしている。

区分	通学距離	通学時間
小学校	概ね 4km 以内	概ね 1 時間以内
中学校	概ね 6km 以内	

第4章 現状

1. 小学校

(1) 配置状況

本町の地勢は、知多半島の南部に位置し、中央に南北を縦断する知多丘陵、それを境に東西の両海岸に平地が広がっている。市街地は、東西両海岸に広がる平地に広がっている。

小学校は、東西両海岸に広がる平地を南北に縦断する国道 247 号付近に 6 校配置されている。各小学校の位置、学校区は以下のとおりである。

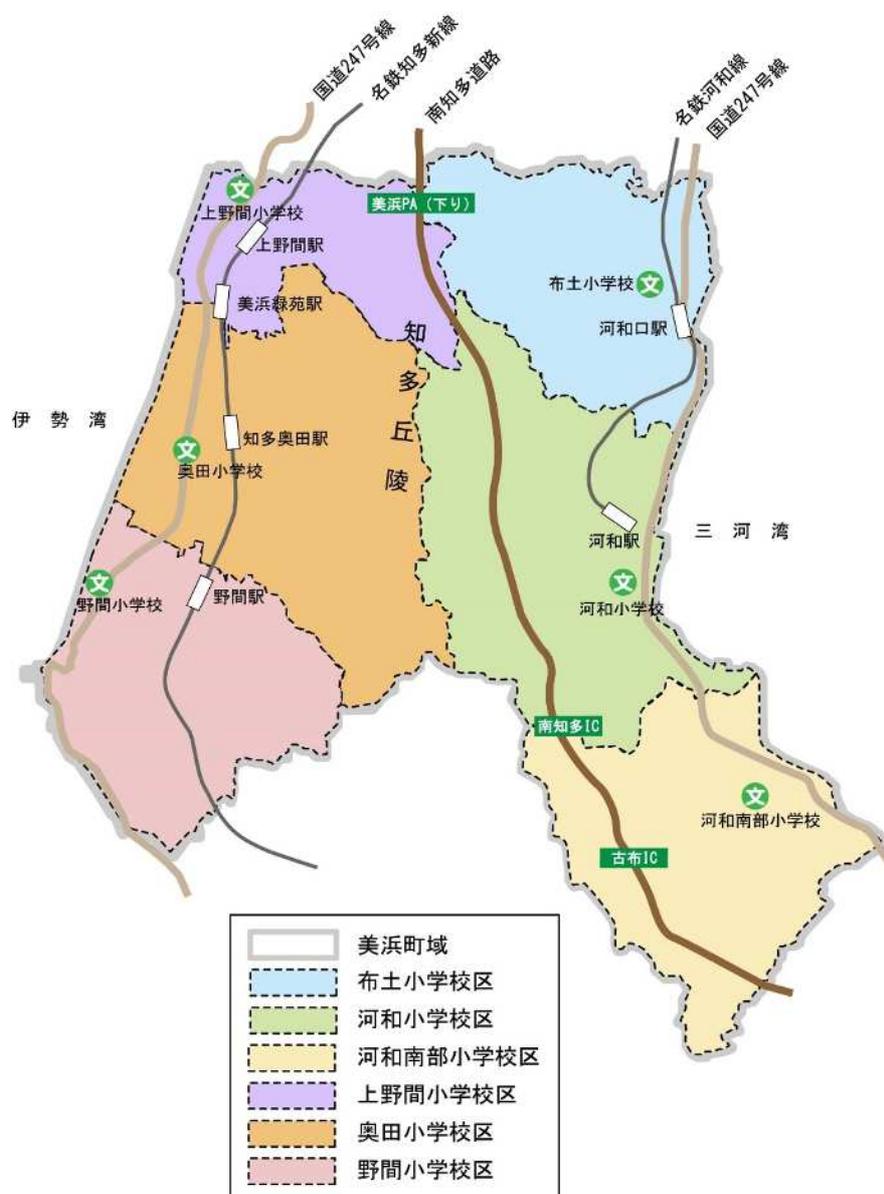


図 4-1 小学校の位置図

(2) 児童数及び学級数

平成29年5月1日現在における児童数は1,040人、学級数は55学級である。

また、学校教育法施行規則に定められている学校規模の標準である「12学級以上18学級以下」を満たしている学校は、河和小学校のみとなっている。

表4-1 各小学校の児童数及び学級数（平成29年5月1日現在）（単位：人、学級）

小学校名	項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
布土	児童数	13	17	30	13	21	24	6	124
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
河和	児童数	64	63	66	68	73	72	15	421
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	15
河和南部	児童数	8	7	14	16	18	15	2	80
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
野間	児童数	13	14	28	22	21	26	5	129
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
奥田	児童数	24	23	20	13	24	23	9	136
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
上野間	児童数	21	24	22	21	29	26	7	150
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
合計	児童数	143	148	180	153	186	186	44	1,040
	学級数	7	7	7	7	7	7	13	55

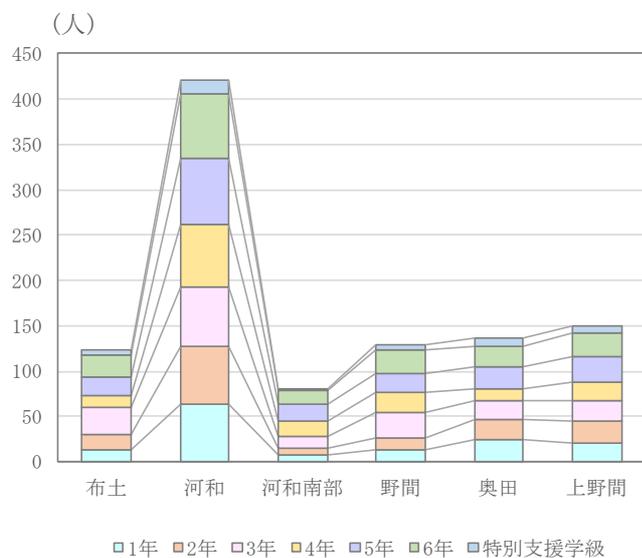


図4-2 各小学校の児童数

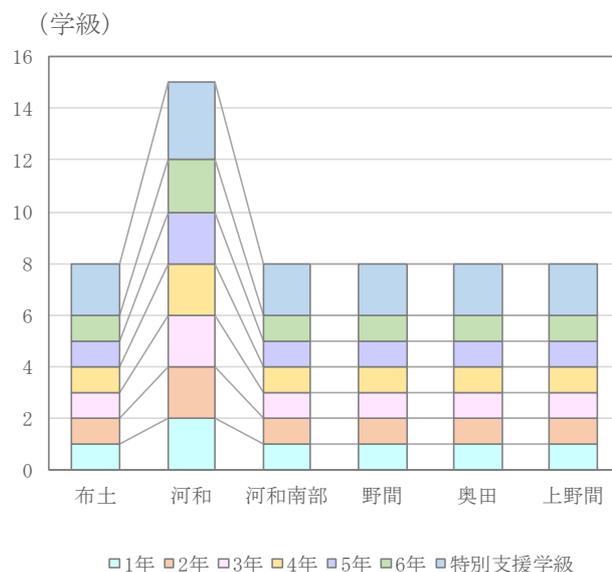


図4-3 各小学校の学級数

(3) 通学範囲

公立小学校の通学距離については、「義務教育諸学校の施設等の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号に「小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内」と定められている。

本町は、小学校6校を中心に半径2km圏域で500mメッシュあたりの人口251人以上の区域をカバーしており、前述の施行令の4km圏域では町域全体をカバーしている状況であり、適正な配置にあるといえる。

なお、野間小学校においては、地理的条件等を踏まえて、小学校から遠い地域に住む一部の児童を対象としたスクールバスを運用して通学支援を行っている。

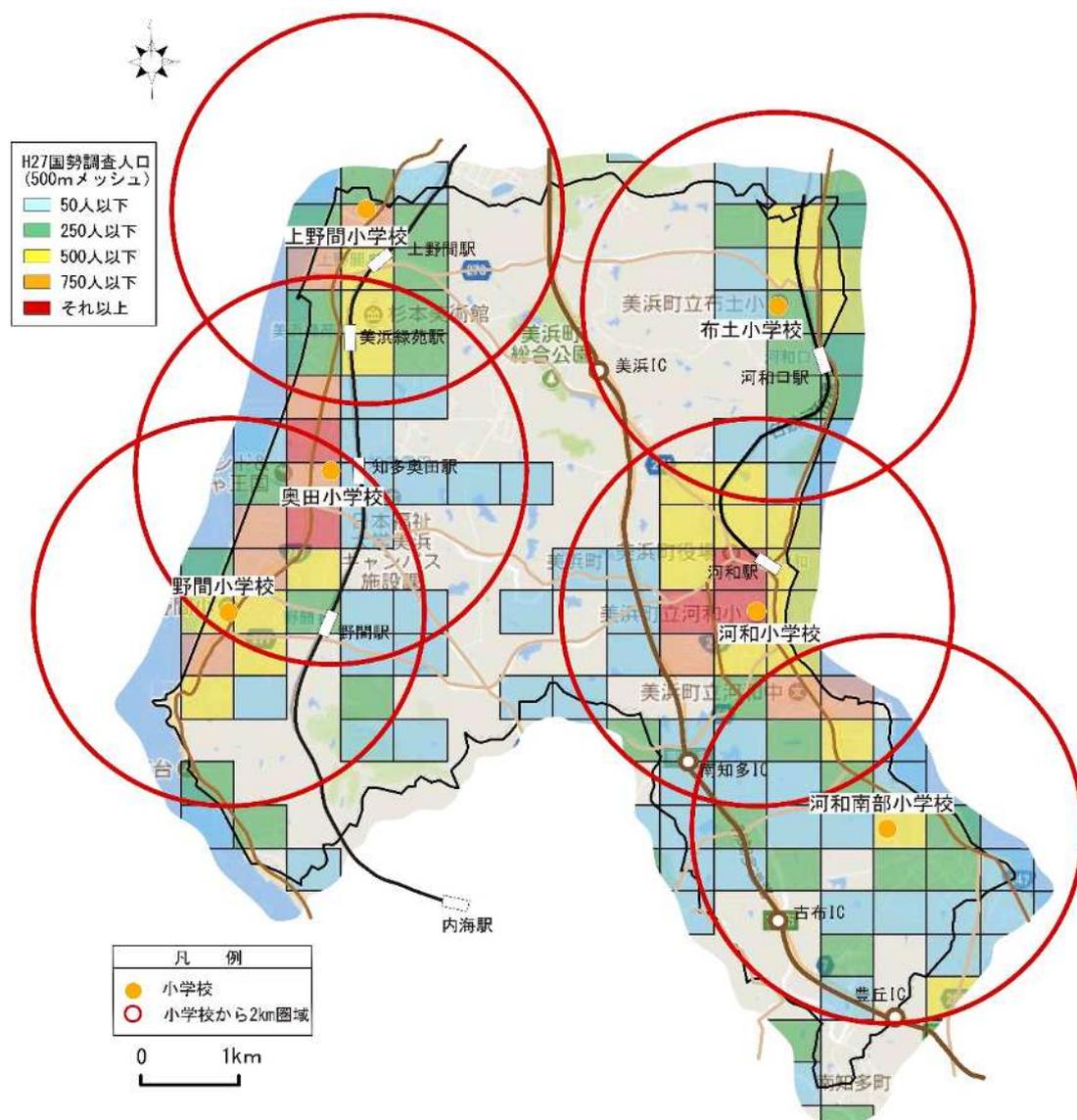


図 4-4 人口密度と小学校からの距離

(4) 校舎

もっとも古い校舎は昭和 36 年に建築された河和南部小学校であり、それ以降では昭和 50 年代までに奥田小学校を除くすべての校舎が建築され、町内のほとんどの校舎が建築後 30 年以上を経過している。

また、文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引」において、適切なタイミングでの長寿命化改修によって校舎の物理的な耐用年数を法定耐用年数から改修後 30 年以上延ばすことができるが、建築後 45 年を経過した校舎に関しては適さないとしている。

そのため、数年後には町内の半数近くの校舎が長寿命化改修の対象には適さないということになる。

表 4-2 各小学校の校舎の経過年数等（平成 29 年度現在）

建物名		建築年	構造 ※	経過年数	築 45 年を 迎える年
布土	校舎 A	昭和 59 年	RC	33 年	平成 41 年 (2029 年)
	校舎 B				
河和	校舎 A	昭和 49 年	RC	43 年	平成 31 年 (2019 年)
	校舎 B	昭和 49 年		43 年	平成 31 年 (2019 年)
	校舎 C	昭和 51 年		41 年	平成 33 年 (2021 年)
	校舎 D	昭和 55 年		37 年	平成 37 年 (2025 年)
河和南部	校舎 A	昭和 36 年	RC	56 年	平成 18 年 (2006 年)
	校舎 B	昭和 46 年		46 年	平成 28 年 (2016 年)
	校舎 C	昭和 56 年		36 年	平成 38 年 (2026 年)
	校舎 D	平成 5 年		24 年	平成 50 年 (2038 年)
野間	校舎 A	昭和 55 年	RC	37 年	平成 37 年 (2025 年)
奥田	校舎 A	昭和 46 年	RC	46 年	平成 28 年 (2016 年)
	校舎 B	平成 2 年		27 年	平成 47 年 (2035 年)
	校舎 C	平成 2 年		27 年	平成 47 年 (2035 年)
	校舎 D	平成 2 年		27 年	平成 47 年 (2035 年)
上野間	校舎 A	平成 7 年	RC	22 年	平成 52 年 (2040 年)

※ RC：鉄筋コンクリート造

(5) 運営・維持管理費

平成24年度から平成28年度までの運営・維持管理費を以下に示す。

単年度の運営・維持管理費をみると216,000千円/年度となり、1校あたりにかかる運営・維持管理費は、年間およそ36,000千円となる。

表 4-3 年度別運営・維持管理費

(単位：千円)

費用項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平均
運営費	106,000	109,000	115,000	123,000	123,000	115,000
職員人件費	27,000	27,000	30,000	30,000	31,000	29,000
小学校運営事業	79,000	82,000	85,000	93,000	92,000	86,000
施設整備費	17,000	137,000	189,000	23,000	19,000	77,000
小学校施設整備事業	17,000	13,000	10,000	23,000	19,000	16,000
小学校トイレ改修事業	0	124,000	179,000	0	0	61,000
その他費用	21,000	21,000	32,000	24,000	21,000	24,000
教育振興事業	19,000	19,000	30,000	22,000	19,000	22,000
スクールバス運営事業	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	144,000	267,000	336,000	170,000	163,000	216,000
平均 (1校あたり)	24,000	45,000	56,000	28,000	27,000	36,000

2. 中学校

(1) 配置状況

中学校は、東西両海岸に広がる平地に各 1 校配置されている。各中学校の位置、学校区は以下のとおりである。

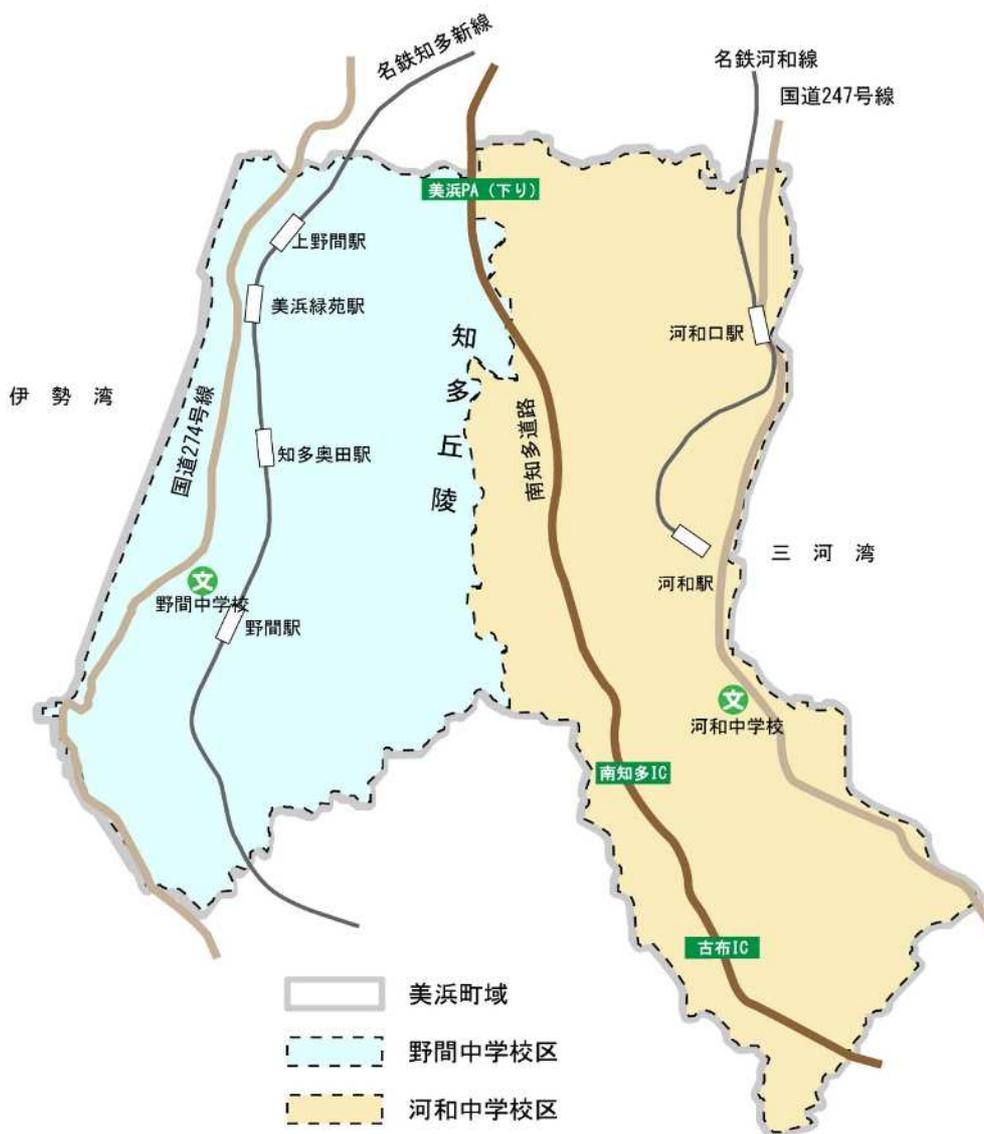


図 4-5 中学校の位置図

(2) 生徒数及び学級数

平成 29 年 5 月 1 日現在における生徒数は 644 人、学級数は 25 学級である。

また、学校教育法施行規則に定められている学校規模の標準である「12 学級以上 18 学級以下」を満たしている学校は、河和中学校のみとなっている。

表 4-4 生徒数及び学級数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

（単位：人、学級）

中学校名	項目	1 年	2 年	3 年	特別支援学級	合計
河和	生徒数	122	127	136	6	391
	学級数	4	4	4	2	14
野間	生徒数	76	89	81	7	253
	学級数	3	3	3	2	11
合計	生徒数	198	216	217	13	644
	学級数	7	7	7	4	25

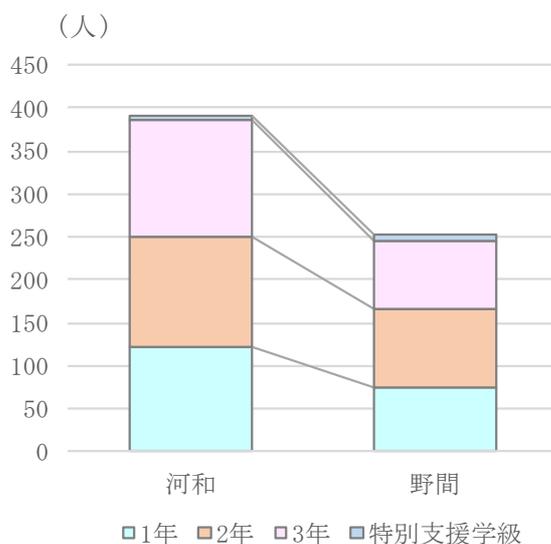


図 4-6 各中学校の生徒数

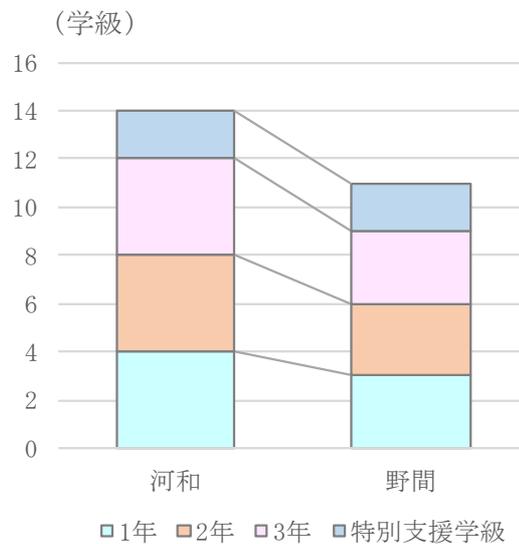


図 4-7 各中学校の学級数

(3) 通学範囲

公立中学校の通学距離については、義務教育諸学校の施設等の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号に「中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内」と定められている。

本町は、中学校2校を中心に半径4km圏域で布土小学校区の一部を除き500mメッシュあたりの人口251人以上の区域をカバーしており、前述の施行令の6km圏域では町域全体をカバーしている状況であり、適正な配置にあるといえる。

なお、地理的条件等を踏まえて、両校ともに全校生徒の半数近くの自転車通学を許可している。

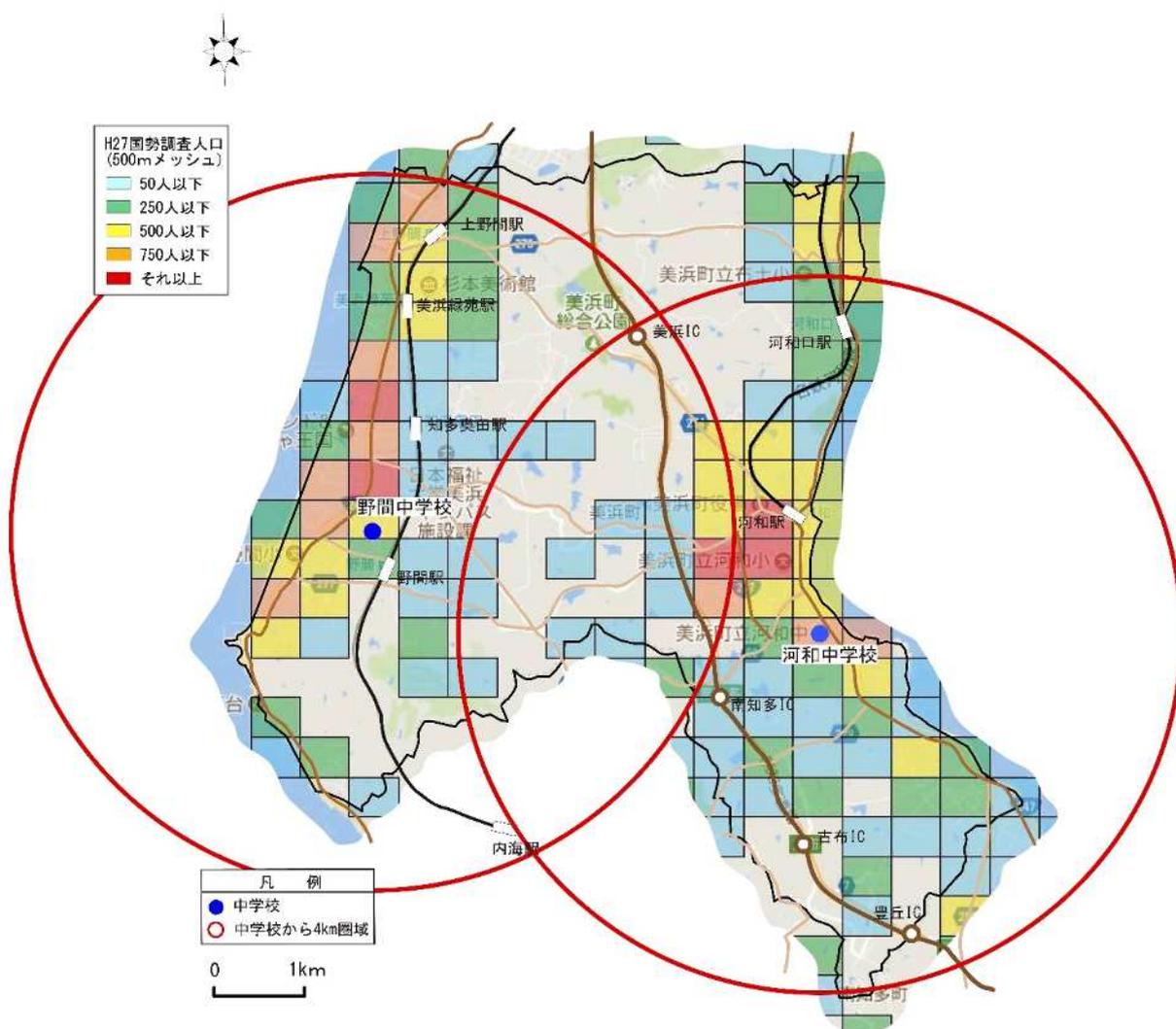


図 4-8 人口密度と中学校からの距離

(4) 校舎

河和中学校、野間中学校ともに昭和 50 年代に建築され、その後 2 棟ずつ増築している。

また、文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引」において、適切なタイミングでの長寿命化改修によって校舎の物理的な耐用年数を法定耐用年数から改修後 30 年以上延ばすことができるが、建築後 45 年を経過した校舎に関しては適さないとしている。河和中学校の校舎 A と野間中学校の校舎 A は間もなく建築後 45 年を迎えることとなる。

表 4-5 各中学校の校舎の経過年数等（平成 29 年度現在）

建物名		構造 ※	建築年	経過年数	築 45 年を 迎える年
河和	校舎 A	RC	昭和 54 年	38 年	平成 36 年 (2024 年)
	校舎 B		昭和 61 年	31 年	平成 43 年 (2031 年)
	校舎 C		平成 24 年	5 年	平成 69 年 (2057 年)
野間	校舎 A	RC	昭和 53 年	39 年	平成 35 年 (2023 年)
	校舎 B		昭和 63 年	29 年	平成 45 年 (2033 年)
	校舎 C		昭和 63 年	29 年	平成 45 年 (2033 年)

※ RC：鉄筋コンクリート造

(5) 運営・維持管理費

平成24年度から平成28年度までの運営・維持管理費を以下に示す。

単年度の運営・維持管理費をみると147,000千円/年度となり、1学校あたりにかかる運営・維持管理費は、年間およそ74,000千円となる。

表4-6 年度別運営費・維持管理費

(単位：千円)

費用項目	年度						平均
	H24	H25	H26	H27	H28		
運営費	38,000	39,000	42,000	45,000	47,000	42,000	
職員人件費	9,000	10,000	11,000	10,000	11,000	10,000	
中学校運営事業	29,000	29,000	31,000	35,000	36,000	32,000	
施設整備費	226,000	133,000	4,000	7,000	62,000	87,000	
中学校施設整備事業	7,000	6,000	4,000	7,000	9,000	7,000	
中学校トイレ改修事業	0	127,000	0	0	0	25,000	
河和中学校柔剣道場兼木工金工教室建設事業	219,000	0	0	0	0	44,000	
体育館天井落下防止対策事業	0	0	0	0	53,000	11,000	
その他費用	19,000	18,000	18,000	16,000	22,000	18,000	
教育振興事業	19,000	18,000	18,000	16,000	22,000	18,000	
合計	283,000	190,000	64,000	68,000	131,000	147,000	
平均(1校あたり)	142,000	95,000	32,000	34,000	66,000	74,000	

第5章 現地調査結果

平成27年4月に文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において、個々の学校施設の老朽化の現状を「安全面（内装・外装の仕様・劣化状況等）」・「機能面（設備の仕様・劣化状況等）」・「環境面（断熱・日射遮蔽性能等）」・「財政面」の観点から適切に把握する必要があるとしている。

これを踏まえて、現地での外観目視調査や定期点検結果等により、各小学校の「屋根・屋上」「外壁及び内壁」「外部仕上げ」「内部仕上」「設備等」の5部位に関してA～Dの4段階評価を行った。評価の基準については、文部科学省による以下の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年3月）を参考とする。

結果を次頁に示す。

【参考：劣化状況評価における評価基準の考え方】

劣化状況評価について、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書では、A～D 評価の評価基準に関して、基本的に下記のように定めている。本計画では、下記評価基準に基づき評価を実施する。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

	評価	基準
良好	A	概ね良好
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価 【内部仕上げ、電気設備、 機械設備】

	評価	基準
良好	A	20年未満
	B	20～40年
	C	40年以上
劣化	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）

1. 小学校

表 5-1 現地調査結果概要（平成 29 年 8 月実施）

建物名	建築年	延床面積	構造	部位評価※						
				屋根・ 屋上	外壁	内壁	外部 仕上	内部 仕上	設備等	
布土	校舎 A	昭和 59 年	2,278 m ²	RC	C	—	—	—	—	B
	校舎 B	昭和 59 年	1,718 m ²	RC	C	B	—	B	B	—
	屋内運動場	昭和 59 年	958 m ²	RC	B	D	—	C	—	—
河和	校舎 A	昭和 49 年	1,383 m ²	RC	B	D	—	C	B	—
	校舎 B	昭和 49 年	961 m ²	RC	C	—	—	D	B	—
	校舎 C	昭和 51 年	1,604 m ²	RC	D	D	—	D	B	—
	校舎 D	昭和 55 年	1,100 m ²	RC	D	—	—	D	B	—
	屋内運動場	昭和 52 年	1,172 m ²	RC	B	D	—	C	B	—
河和 南部	校舎 A	昭和 36 年	607 m ²	RC	C	D	—	—	A	—
	校舎 B	昭和 46 年	649 m ²	RC	C	D	—	—	C	—
	校舎 C	昭和 56 年	357 m ²	RC	C	—	—	B	—	—
	校舎 D	平成 5 年	799 m ²	RC	C	—	—	A	B	—
	屋内運動場	昭和 58 年	830 m ²	RC	A	D	—	—	C	—
野間	校舎	昭和 55 年	2,970 m ²	RC	D	—	—	D	C	C
	屋内運動場	平成元年	1,138 m ²	RC	B	D	—	D	B	—
奥田	校舎 A	昭和 46 年	587 m ²	RC	C	D	—	—	—	—
	校舎 B	平成 2 年	2,895 m ²	RC	C	D	—	—	—	—
	校舎 C	平成 2 年	385 m ²	RC	C	A	—	—	B	—
	校舎 D	平成 2 年	468 m ²	RC	D	—	—	D	B	—
	屋内運動場	昭和 56 年	927 m ²	RC	C	D	—	C	C	—
上野間	校舎	平成 7 年	4,001 m ²	RC	B	D	A	—	—	—
	屋内運動場	平成 9 年	1,215 m ²	RC	B	B	—	B	B	—

※ A：健全と思われる、B：軽微な劣化がある状態、C：重度の劣化がある状態、
D：最重要部材に重度の劣化がある状態または部材の機能が維持できない恐れがある状態

2. 中学校

表 5-2 現地調査結果概要（平成 29 年 8 月実施）

	建物名	建築年	延床面積	構造	部位評価※					
					屋根・ 屋上	外壁	内壁	外部 仕上	内部 仕上	設備等
河和	校舎 A	昭和 54 年	2,645 m ²	RC	B	D	—	—	B	C
	校舎 B	昭和 61 年	2,878 m ²	RC	C	C	—	—	C	—
	校舎 C	平成 24 年	977 m ²	RC	A	A	—	—	A	—
	屋内運動場	平成 5 年	1,793 m ²	RC	B	B	—	—	—	—
野間	校舎 A	昭和 53 年	2,486 m ²	RC	D	D	—	D	B	—
	校舎 B	昭和 63 年	471 m ²	RC	C	—	—	D	—	—
	校舎 C	昭和 63 年	2,818 m ²	RC	D	—	—	C	B	—
	屋内運動場	昭和 53 年	1,567 m ²	RC	B	D	—	D	A	—

※ A：健全と思われる、B：軽微な劣化がある状態、C：重度の劣化がある状態、
D：最重要部材に重度の劣化がある状態または部材の機能が維持できない恐れがある状態

第6章 児童生徒数の推計

1. 町全体における児童生徒数の推計結果

(1) 推計方法

本町の児童生徒数の推計にあたり、以下の方法で推計を行った。

- 1) 平成 24、29 年度は実績値
- 2) 平成 34 年度は平成 29 年 3 月 31 日住民基本台帳の年齢別人口の実績値をスライドさせた値を採用
 ※具体的には平成 29 年 3 月 31 日時点で 1 歳の子どもが平成 34 年度で小学校 1 年生となる。
- 3) 平成 39 年度以降は平成 19～28 年度の出生数を時系列分析より各地区別で推計し、2) と同様にその推計値をスライドさせた値を採用（生徒数は平成 39 年も平成 29 年 3 月 31 日時点の 2～4 歳の積上げ）

(2) 推計結果

児童数及び生徒数の平成 44 年度までの推計結果を以下に示す。

本町の児童数及び生徒数は年々減少し、平成 24 年度と平成 44 年度を比較すると、児童数 52.9%、生徒数 48.6%という状況である。

表 6-1 町全体における児童数及び生徒数の推計結果

	H24	H29	H34	H39	H44	H44/H24
児童数	1,292 人	1,040 人	915 人	743 人	683 人	52.9%
生徒数	764 人	644 人	507 人	472 人	371 人	48.6%

※平成 34 年度以降は住民基本台帳の地区別の年齢別人口を基に算出

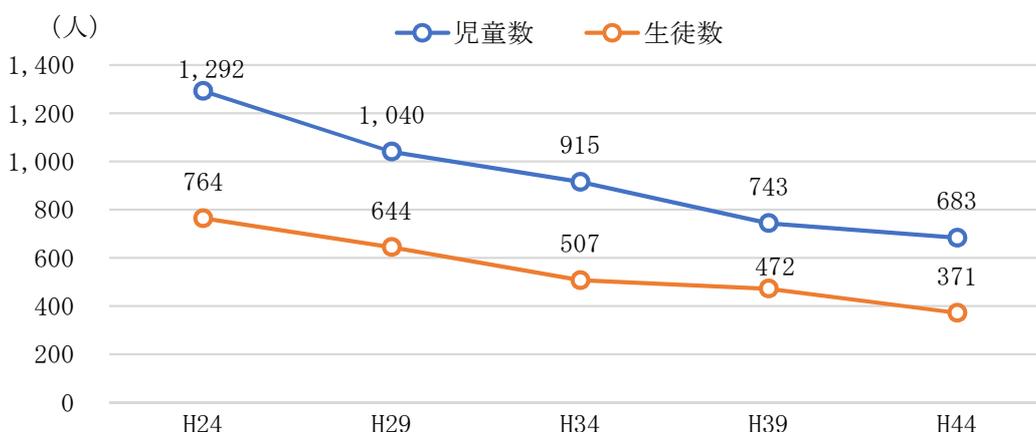


図 6-1 町全体における児童数及び生徒数の推計結果

2. 各小学校における児童数の推計結果

(1) 推計方法

各小学校の児童数の推計にあたり、以下の方法で推計を行った。

- 1) 平成 24、29 年度は実績値
- 2) 平成 34 年度は平成 29 年 3 月 31 日住民基本台帳の年齢別人口の実績値をスライドさせた値を採用
- 3) 平成 39 年度以降は平成 19～28 年度の出生数を時系列分析より各地区別で推計し、2) と同様にその推計値をスライドさせた値を採用

(2) 推計結果

児童数の平成 44 年度までの推計結果を以下に示す。

本町の児童数は年々減少し、平成 24 年度と平成 44 年度を比較すると、野間小学校が 30.3%と最も小さい状況である。また、河和小学校と上野間小学校を除くと、児童数は半数以下となり、複式学級の導入等の対策が必要となる。

表 6-2 各小学校の児童数の推計

	H24	H29	H34	H39	H44	H44/H24
小学校	1,292 人	1,040 人	915 人	743 人	683 人	52.9%
布土	167 人	124 人	112 人	82 人	76 人	45.5%
河和	499 人	421 人	410 人	359 人	344 人	68.9%
河和南部	112 人	80 人	55 人	45 人	48 人	42.9%
野間	165 人	129 人	99 人	72 人	50 人	30.3%
奥田	166 人	136 人	117 人	92 人	73 人	44.0%
上野間	183 人	150 人	122 人	93 人	92 人	50.3%

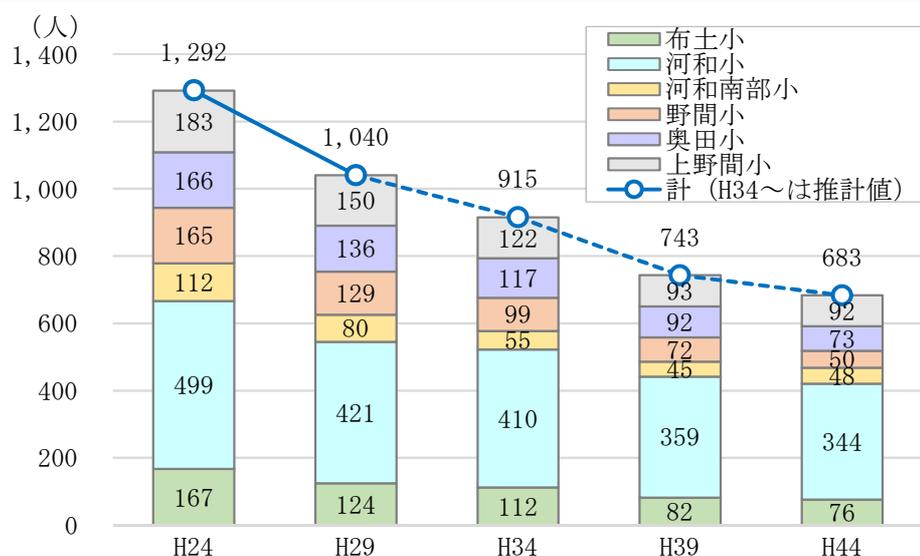


図 6-2 各小学校の児童数の推計

3. 各中学校における生徒数の推計結果

(1) 推計方法

本町の生徒数の推計にあたり、以下の方法で推計を行った。

- 1) 平成 24、29 年度は実績値
- 2) 平成 34、39 年度は平成 29 年 3 月 31 日時点の住民基本台帳の年齢別人口の実績値をスライドさせた値を採用
- 3) 平成 44 年度は児童数の推計結果を 2) と同様にその推計値をスライドさせた値を採用

(2) 推計結果

生徒数の平成 44 年度までの推計結果を以下に示す。

本町の生徒数は年々減少し、平成 24 年度と平成 44 年度を比較すると、野間中学校が 41.0%と半数以下となる。

表 6-3 各中学校の生徒数の推計

	H24	H29	H34	H39	H44	H44/H24
中学校	764 人	644 人	507 人	472 人	371 人	48.6%
河和	452 人	391 人	303 人	303 人	243 人	53.8%
野間	312 人	253 人	204 人	169 人	128 人	41.0%

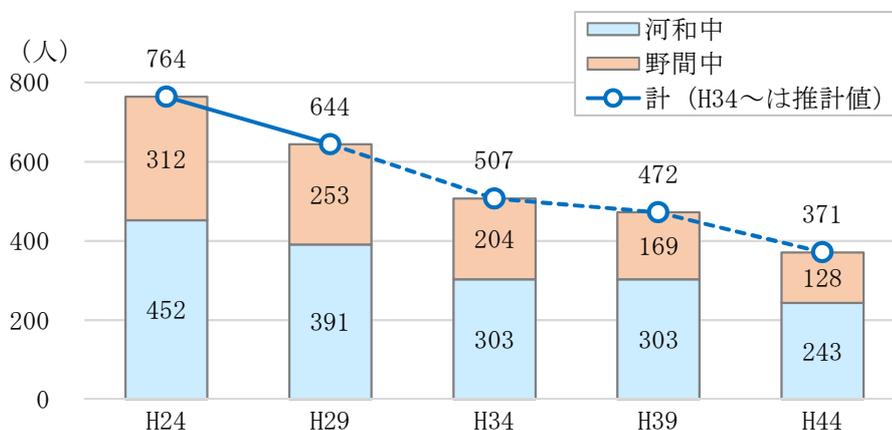


図 6-3 各中学校の生徒数の推計

第7章 課題の整理

1. 小規模校等の課題等

(1) 小規模校

小規模校においては、学校教育上の利点及びそれらを最大限活かす取組みとして、以下のようなものが挙げられる。

利点	取組み
<ul style="list-style-type: none"> ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 ⑦異年齢の学習活動を組みやすい。 ⑧体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 ⑨地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 ⑩児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①ICTを効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する。 ②個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する。 ③少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底。 ④技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する。 ⑤総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる。 ⑥少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる。 ⑦児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる。 ⑧隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を計画的に実施する。 ⑨教育活動全体を通じて校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる。

一方で、以下のような課題があるため、対策が必要となる。

課題	対策
<p>①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。</p> <p>②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。</p> <p>③加配なしには習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。</p> <p>④クラブ活動や部活動の種類が限定される。</p> <p>⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる男女比の偏りが生じやすい。</p> <p>⑥上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。</p> <p>⑦体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。</p> <p>⑧班活動やグループ分けに制約が生じる。</p> <p>⑨協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。</p> <p>⑩教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。</p> <p>⑪生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。</p> <p>⑫児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。</p> <p>⑬教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。</p>	<p>①小中一貫教育の導入により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する。</p> <p>②年間を通じて、上級生がリーダー役となる異学年集団での協働学習や体験学習を計画的に実施する。</p> <p>③小規模特認校制度の導入等により、児童生徒数や多様性を確保する。</p> <p>④ICTを活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施する。</p> <p>⑤教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、タブレットPC等を全員に整備し、他校の児童生徒との情報交換に活用する。</p> <p>⑥他地域の学校や、本校・分校間で学校間ネットワークを構築し、スクールバス等を活用し定期的に互いの学校を訪問して合同授業や合同行事を行う。</p> <p>⑦幼稚園、保育所や児童館などの児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等と小・中学校施設との複合化により、異年齢交流の機会を増やす。</p> <p>⑧コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保する。</p> <p>⑨多様な意見に触れさせるために、保護者や地域住民の参画を得て、国語や総合的な学習の時間等でパネルディスカッション等を実施する。</p> <p>⑩放課後や土曜日等も活用して、学校教育と連動した社会教育プログラムや職場体験を計画し、年間を通じて実施する。</p> <p>⑪発達段階に応じて集団生活や自治的活動を十分に経験させる（例：短期間の交換ホームステイ、1週間程度の通学合宿、寄宿舎等の宿泊施設を活用した1か月程度の教育活動等）。</p> <p>⑫社会教育活動の一環として、都会の子供たちのサマーキャンプ等の取組に地元の子供たちを参加させることにより、異なる環境で育った子供たちとの交流の場を確保する。</p>

(2) 複式校

複式校の利点については、概ね前述の小規模校と同様である。

しかし、複式学級となる場合には教師が子供たちと直接関わりながら進める直接指導と、子供たちだけで学習を進めさせる間接指導を組み合わせる複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題が挙げられる。

課題
①教員に特別な指導技術が求められる。
②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
④実験・観察などの長時間にわたる直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

(3) 小中一貫校

小中一貫校の施設形態は、以下の3つの基本形態があり、施設分離型がもっとも採用されている。

形態	内容
施設一体型	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている
施設隣接型	小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている
施設分離型	小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

また、小中一貫校では以下の利点及び課題が挙げられる。

利点	課題
①「4・3・2制」「5・4制」など学年の区切りが柔軟になるため、自由なカリキュラム設定ができる。 ②中学校に上がるといわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる学習面や環境面、人間関係の変化を解消できる。 ③小中学生同士の交流が増えることで、小学生は中学生に憧れを持ち、中学生はリーダーシップをとる場面が増加する。 ④小中学校間で教師同士が連携をとれるため、児童生徒一人ひとりに対してきめ細かかつ適切な対応をとることができる。	①人間関係が固定化し、多様な人間関係を経験しにくくなる。 ②通常の小中学校からの転入やその逆の場合に学習内容に欠落が生じる可能性がある。 ③小学校高学年にリーダーシップを育てる機会が減少する。 ④中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響が懸念される。

(4) 通学支援

前述の通り、通学距離においては、小学校では4km、中学校では6kmとされている。また、通学時間については「概ね1時間以内」を一応の目安としている。

そのため、学校の再編によって上記の通学距離を超える場合は、スクールバスの運行等の通学支援を行う必要があるが、民間事業者への業務委託や公共交通機関との連携等による効率化が必要となる。

課題
① 児童生徒の安全の確保
② 運営費の確保
③ 運転手等の人員の確保

2. 本町における課題

(1) 小中学校の適正規模化

本町において、国が定める適正規模である「12学級以上18学級以下」を満たす学校は小学校、中学校ともに1校のみとなっており、多くの学校でクラス替えができない状況であり、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないという問題がある。

また、今後児童生徒数が減少することが予測されるため、クラス間だけでなく児童生徒間においても切磋琢磨する機会が減少し、集団教育を通じて児童生徒の社会性を養うという目的を達成することが難しくなる。

さらに、児童生徒数の減少に伴い、教職員の人数も減少することで、①教職員同士が切磋琢磨する環境を作りにくい、②免許外指導の教科が生まれる可能性がある、③教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が大きくなるといった学校運営上の課題も予測される。

(2) 施設の老朽化への対応

本町の学校施設は、上位計画である美浜町公共施設等管理計画（平成29年3月）において、災害発生時は避難所の役割を果たすことから、耐震性能の維持をはじめとする耐災害性の確保を図るとしている。

しかし、その多くが昭和50年代ごろに建築されたため、多くの学校において外壁のクラック（割れ）や鉄筋の爆裂等の劣化がみられ、長寿命化改修を早急に行う必要がある。

(3) 小中学校の適正配置

現在の各小学校においては半径2km以内、各中学校においては半径4km以内に配置しているが、国庫負担対象となる学校再編の条件では、小学校で概ね4km以内、中学校では概ね6km以内としている。

そのため、将来の児童生徒数の推計や人口分布、通学支援を考慮して学校の適正配置を検討する必要がある。

(4) 財政負担の軽減

前述の通り、多くの学校において長寿命化改修等を行う必要があるが、一定期間に集中するため、現状の厳しい財政環境では対応が困難である。

そのため、学校施設の規模の適正化やより効果の高い維持管理手法を検討する必要がある。

第8章 適正規模(案)及び適正配置(案)

1. 基本方針

前章の課題を踏まえ、本町においては児童生徒にとって望ましい教育環境を確保するために、学校再編を視野に入れて下記の教育環境を実現できる学校規模を確保していくことを基本方針とする。

今後も確保すべき教育環境及び学校規模

- ・児童生徒間、児童生徒と教師間において多様な人間関係をはぐくみ、互いに理解を深め、切磋琢磨しあいながら社会性を養っていく学校規模。
- ・グループ学習や部活動、学校行事など一定の規模の集団による教育活動が成立する学校規模。
- ・校内で、教職員の教科研究や指導の充実が日常的に可能となる適正な数の教師集団で構成される学校規模。

2. 適正規模（案）

（1）小学校

① 学級数

前述の通り、平成29年度において、文部科学省が標準とする全ての学年において1学年に複数の学級を編成できる児童数を確保できているのは河和小学校のみとなっている。その他の5つの小学校は、平成29年度の時点で既に文部科学省が標準とする児童数を下回る。

そのため、現在の児童数と今後の児童数減少を考慮すると小学校の再編を検討し、文部科学省が示す学校規模の標準及び学校規模の標準を下回る場合の対応を参考に、学校規模の基準を町独自に設定する必要がある。

表8-1 本町における小学校の適正規模

規模	クラス数	備考
目標とする規模	12学級以上	すべての学年においてクラス替えが可能な規模
学校再編を検討する規模	11～7学級以上	一部の学年においてクラス替えが可能な規模
学校再編を行う規模	6学級	クラス替えができない規模

② 学級編成数

1学級40人を標準とするクラス編成とする。

(2) 中学校

① 学級数

前述の通り、平成29年度の生徒数は、野間中学校が文部科学省の示す学校規模の標準を下回っている。そして生徒数の推計では、どちらの中学校も生徒数は減少するという結果となっていることから、文部科学省が示す学校規模の標準を今後も維持していくことが困難となる。

そのため、現在の生徒数と今後の生徒数減少を考慮すると、中学校においてもいずれかは学校再編も検討し、文部科学省が示す学校規模の標準及び学校規模の標準を下回る場合の対応を参考に、学校規模の基準を町独自に設定する必要がある。

表8-2 本町における中学校の適正規模

規模	クラス数	備考
目標とする規模	12～7学級	クラス替え、複数教員配置、免許外指導の解消等が可能となる規模
学校再編を検討する規模	6学級	全ての学年においてクラス替えが可能な規模
学校再編を行う規模	3学級	クラス替えができない規模

② 学級編成数

1学級40人を標準とするクラス編成とする。

3. 適正配置（案）

（1）小学校

① 学校数及び通学支援

前述の通り、児童数から各小学校の規模を考えると、現在の児童数と今後の児童数の減少から、小学校の再編を検討する必要がある。そのため、短期及び中長期では学校数も減少していくため、想定される学校数を以下に示す。

通学距離から考えると、現在の小学校は、概ね文部科学省の示す基準を満たす学校配置となっている。しかし、今後は文部科学省の示す基準を満たすことができなくなることが想定される。

小学校を再編し、通学距離が長くなる場合には、スクールバスの導入等の通学支援が必要となる。

表8-3 本町における小学校の再編パターン

小学校数	再編のパターン	通学支援
6校	現在と同じ学校配置	不要
5、4、3校	一部の学校を再編する場合	要検討
3校	隣接する2校を再編する場合	要検討
2校	町東部と西部でそれぞれ3校ずつ再編する場合	必要
1校	全ての小学校を1校に再編する場合	必要

② 費用削減効果

小学校の再編を実施した場合において、建物の維持管理等にかかる費用のおおよその削減効果を以下に示す。

平成24年度から平成28年度までの運営費、施設整備費及びその他費用を合わせた額の平均は約216,000千円である。この数値を基にすると、小学校数を現在の半数である3校にした場合では108,000千円、2校の場合では平均値の約2/3となる144,000千円の費用削減効果が得られると想定される。

ただし、2校以下に再編する場合、バス等の通学支援のための整備を行う必要があるため、削減額は減少する。3～5校の場合でも通学支援が必要と判断した場合は同様である。

表8-4 再編パターン別削減費用額

小学校数 (校)	項目	削減額 (千円)		備考
6	運営費	±0	±0	
	施設整備費	±0		
	その他費用	±0		
5	運営費	▲19,000	約1/6	検討の上、通学支援が必要となった場合は、その費用分が若干増加
	施設整備費	▲13,000		
	その他費用	▲4,000		
4	運営費	▲38,000	約1/3	検討の上、通学支援が必要となった場合は、その費用分が若干増加
	施設整備費	▲26,000		
	その他費用	▲8,000		
3	運営費	▲58,000	約1/2	検討の上、通学支援が必要となった場合は、その費用分が若干増加
	施設整備費	▲39,000		
	その他費用	▲12,000		
2	運営費	▲77,000	約2/3	採用する通学支援によっては若干増加
	施設整備費	▲51,000		
	その他費用	▲16,000		
1	運営費	▲96,000	約5/6	採用する通学支援によっては若干増加
	施設整備費	▲64,000		
	その他費用	▲20,000		

(2) 中学校

① 学校数及び通学支援

再編を検討する必要がある。そのため、短期及び中長期に学校数が減少することも想定される。想定される学校数を以下に示す。

通学距離から考えると、現在の中学校は、概ね文部科学省の示す基準を満たす学校配置となっている。しかし、中学校の再編によっていずれかは文部科学省の示す基準を満たすことができなくなることも想定される。中学校を再編し、通学距離が長くなる場合には、自転車通学やスクールバスの導入等の通学支援が必要となる。

表8-5 本町における中学校の再編パターン

中学校数	再編のパターン	通学支援
2校	現在と同じ学校配置	不要
1校	2校を再編する場合	要検討

② 費用削減効果

中学校再編を実施した場合の、建物の維持管理等にかかる費用についての、おおよその削減効果を以下に示す。

平成24年度から平成28年度までの運営費、施設整備費及びその他費用を合わせた額の平均は約147,000千円である。この数値を基にすると、中学校数を現在の半数である1校にした場合では平均値の約1/2となる74,000千円の費用削減効果が得られると想定される。

ただし、再編する場合はバス等の通学支援のための整備を行う必要があるため、削減額は減少する。

表8-6 再編パターン別削減費用額

中学校数 (校)	項目	削減額 (千円)		備考
2	運営費	±0	±0	
	施設整備費	±0		
	その他費用	±0		
1	運営費	▲21,000	約1/2	採用する通学支援によっては若干増加
	施設整備費	▲44,000		
	その他費用	▲9,000		

第9章 将来基本構想(案)

(1) 再編の必要性

小中学校の小規模化が今後更に進むことにより、複式学級の編制を余儀なくされたり、教職員の配置数が削減されるなど、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保が困難になるとともに、学校そのものの運営にもさまざまな課題が生じてくる。このようなことを解消していくうえで、地理的条件や地域性、通学距離などの諸要件を考慮しながら、保護者や地域、教職員との協議を重ね、美浜町の实情にあった適正規模・適正配置を図るなど、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を推進する必要があると考える。

(2) 基本的な考え方

学校再編の実現に向け、平成30年度を初年度として、今後15年間の学校再編に関する基本的な考え方（基本コンセプト）を示す。

○ 学校再編の基本コンセプト ○

「子どもたちにとってより良い教育環境」を目指し、学校と地域の活性化を推進します

1 活力ある学校づくり

一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばします。

2 適正規模と適正配置

クラス替えが可能な規模を確保します。

小学校 12～18 学級/1 校（1 学年 2～3 学級）

中学校 6～18 学級/1 校（1 学年 2～3 学級）

3 地域とともにある学校づくり

スポーツや文化活動の社会教育利用や地域防災拠点としての役割の充実を図ります。

(3) 今後の進め方

○学校施設個別施設計画の策定

既存施設の最大限有効活用を図るため、学校施設個別施設計画を策定する。将来コストも含めた各学校施設に係る維持管理費用の検証を行う。

○学校再編のための実施計画の策定

本基本構想と学校施設個別施設計画に沿って、学校再編の具体的な時期や方法等を示した実施計画を定める。この実施計画に基づいて、学校の再編を進めていく。

なお、実施計画は社会情勢や教育現場の実情、町の財政事情等を検証しながら、概ね5年ごとに見直しを行う。

子どもたちにとって望ましい教育環境や学校の適正規模・適正配置を考えていくうえでは、町民の意見を踏まえ、社会情勢や教育現場の実情、町の財政事情等を検証しながら、総合的に判断する必要があると考える。実施に際し、町民の皆さんから御理解を得ることができ、着実に計画が推進できるよう努めていくものとする。

資料編

1. 実現に向けた他都市取組事例

(1) 小規模校

通学区域の弾力化（愛知県豊橋市）				
概要	<ul style="list-style-type: none"> 近年の宅地開発による人口の集中や過疎化の進行に伴い、学校規模の格差が大きくなり、子どもたちの学習環境にも影響がでている 平成 19 年度より学校規模の適正化を図るため、一部の小学校で「特定地域隣接校選択制度」と「特認校制度」を導入している 			
特定地域隣接校選択制度	制度の概要	大規模校区に住む方が隣接する小学校を選択できる		
	対象となる学校及び地域	校区名	対象地域	選択できる地域
		吉田方小学校区	菰口町 1～6 丁目、野田町、花田町、新栄町の一部	松葉小学校
			新栄町、小向町の一部	花田小学校
		岩田小学校区 ※平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止	中岩田 3 丁目	豊小学校
北岩田 2 丁目	多米小学校			
幸小学校区	高田町 浜道町、藤並町の一部	天伯小学校		
特認校制度	制度の概要	児童数 100 人未満の小規模校に、市内のどこからでも通学することができる		
	小規模校のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 小規模校ならではの、きめ細やかな教育を受けることができる ゆったりとした環境の中で教育を受けることができる 地域と密着した特色ある学校の伝統・行事を体験できる 		
	対象となる学校	<ul style="list-style-type: none"> 下条小学校（児童数 84 人、学級数 8 学級） 嵩山小学校（児童数 82 人、学級数 8 学級） 賀茂小学校（児童数 68 人、学級数 6 学級） 		
	許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ児童は、各学年一定割合以内とする 各特認校の学校長との面接・審査を要す 1 年以上通学をする場合に限るものとし、保護者の負担と責任で通学できることを条件とする 学校の教育方針に賛同し、学校行事や PTA 活動に保護者が協力し参加できることを条件とする 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域と密着した特色ある学校の伝統・行事を体験できる 長期休業期間などを除き午後 6 時まで（嵩山小学校は午後 5 時 30 分まで）放課後子ども教室に、子どもを預けることができる 		
	小規模校のメリット	児童数 100 人未満の小規模校に、市内のどこからでも通学することができる		

（参考：豊橋市 HP、「特認校制度の案内」豊橋市）

小規模特認校制度（北海道江別市）	
制度の概要	自然環境に恵まれた小規模特認校である野幌小学校で「子どもを学ばせたい」という希望者に対して、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度
対象学校	野幌小学校（江別市西野幌 252）
定員	各学年 16 名以内
通学上の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から野幌小学校までの片道の通学時間は、JR、路線バス等の公共交通機関を利用することを原則とし、概ね 1 時間程度以内 ・ ただし、低学年（1～3 年）については、学校と教育委員会が協議の上、保護者が送り迎えすることも認める ※通学時の安全確保のため、自転車による通学は認めない
学校長の面接	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学を希望する場合は、直接野幌小学校に連絡し、子どもと一緒に学校長との面接を行う ・ 面接では、児童の行動、性格、健康、通学時の安全、事故防止、学業内容などについて確認する ・ 保護者の希望が適当であるか確認した上で、学校長が教育委員会へ意見書を提出する
書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接が終わった後、「学校指定変更願」、「通学状況届」を野幌小学校に提出する（書類は、教育委員会、野幌小学校にある） ※他の学校に在学している児童が特認入学を希望する場合、特認入学が適当か在学中の学校長から意見書を教育委員会へ提出する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の元から離れて児童を他に住居させて転入学することはできない ・ 児童が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保、生徒指導に対する配慮が特に必要であり、これらを正しく理解すると共に指導体制について保護者の協力が必要 ・ 認定後に申請の事実と異なったり、特認入学の趣旨及び目的にそぐわない事由が生じたり、支障があると認められたりしたときは特認入学を取り消すことがある ・ 特認入学の期間は、1 年間以上の通年通学の場合に限るものとし、夏季間または冬季間等、一定の学期に限定した短期間の転入学は認めない ・ 特認校への入学時期は原則、年度当初とする ・ その他、年度途中で教育委員会が特に認めた場合も対象とする ・ ただし、特認校の定数を満たしていない場合に限る ・ 平成 30 年度入学の申請受付は定員に達したため終了している

（参考：江別市 HP）

(2) 複式校

平成 29 度 小規模・複式校における未来づくり推進校事業（高知県）															
趣旨	中山間地域の教育振興のために、小規模校や複式学級を有する学校（以下「小規模・複式校」という）において、地域や学校の特色を生かした豊かな教育活動を展開して児童生徒の学力向上を図る学校を指定し、実践研究を行うとともにその成果を普及する														
推進校	9 校														
平成 29 年度 小規模・複式校における未来づくり推進校事業実施計画書（四万十市立中筋小学校の計画書より抜粋）	○学校の概要○ (児童・生徒数)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> <th>4 学年</th> <th>5 学年</th> <th>6 学年</th> <th>特別支援学級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 名</td> <td>5 名</td> <td>7 名</td> <td>5 名</td> <td>9 名</td> <td>2 名</td> <td>0 名</td> </tr> </tbody> </table>	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	特別支援学級	6 名	5 名	7 名	5 名	9 名	2 名	0 名
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	特別支援学級								
	6 名	5 名	7 名	5 名	9 名	2 名	0 名								
	合計 34 名 学級数 5 教員 8 名														
○自校の小規模・複式教育の現状○ <ul style="list-style-type: none"> ・全校児童 34 名で、単式、複式学級の両方を有している ・本来は、複式学級が 2 学級だが教頭が担任を兼務することで複式学級は 1 学級としている ・完全複式ではないため、学年によって、複式、単式を繰り返す ・今年度、6 年生が 2 名と少ないこと、昨年度の複式で上学年の学習に良い影響を受け、本校の取り組みを継続できること、5 年生は、昨年度、単式学級でも、学習リーダーを活用した学習方法で、成果が表れたことを考え、今年度も 5・6 年生を複式学級とした 															
○研究テーマ○ 一人ひとりが主体的に学び、ともに高め合う児童の育成 ～言語活動の充実をめざした授業づくり～															
○研究内容・方法○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究内容</th> <th>研究方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主体的・対話的な授業づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・授業スタンダードに基づく、学習リーダーの活用（国語科、算数科）と、「とも学び」での対話や気付きを大切にされた授業研究 ・自分や友だちの考えが見えるノート指導の研究 ・講師招聘（理論研・授業実践）など </td> </tr> <tr> <td>2. 効果的な小・中連携の在り方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進員を活用した小中授業交流 ・2 部会（学力向上部、生活支援部）を中心とした共通した取組の実施 ・授業に活かされる自学自習 </td> </tr> </tbody> </table>	研究内容	研究方法	1. 主体的・対話的な授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・授業スタンダードに基づく、学習リーダーの活用（国語科、算数科）と、「とも学び」での対話や気付きを大切にされた授業研究 ・自分や友だちの考えが見えるノート指導の研究 ・講師招聘（理論研・授業実践）など 	2. 効果的な小・中連携の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進員を活用した小中授業交流 ・2 部会（学力向上部、生活支援部）を中心とした共通した取組の実施 ・授業に活かされる自学自習 								
研究内容	研究方法														
1. 主体的・対話的な授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・授業スタンダードに基づく、学習リーダーの活用（国語科、算数科）と、「とも学び」での対話や気付きを大切にされた授業研究 ・自分や友だちの考えが見えるノート指導の研究 ・講師招聘（理論研・授業実践）など 														
2. 効果的な小・中連携の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進員を活用した小中授業交流 ・2 部会（学力向上部、生活支援部）を中心とした共通した取組の実施 ・授業に活かされる自学自習 														

(参考：高知県庁 HP)

(3) 小中一貫校

守口市立さつき学園（大阪府守口市）					
概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 6 月に学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校などに加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな校種として位置付けられた これを受けて市では平成 28 年 4 月 1 日から施設一体型小中一貫校となる「守口市立さつき学園」を「義務教育学校」として設置した 夜間学級（夜間中学）も設置している全国唯一の義務教育学校 市立さつき小学校（滝井小学校・春日小学校）と市立第三中学校が再編し、旧春日小学校と第三中学校があった場所に新設された 				
義務教育学校について	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法の一部改正（平成 27 年 6 月）により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が位置付けられ、平成 28 年 2 月、守口市議会において、守口市学校設置条例の一部を改正する条例が平成 28 年 2 月議会において可決された 平成 28 年度から守口市立学校は、小学校、中学校、義務教育学校の 3 つの校種が併存することになる <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">修業年限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 9 年間 (ただし、小学校段階に相当する 6 年を前期課程、中学校段階に相当する 3 年を後期課程に区分する) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">組織</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 校長 1 名、副校長 1 名、教頭 3 名（夜間学級含む） 1 つの教職員組織 </td> </tr> </table>	修業年限	<ul style="list-style-type: none"> 9 年間 (ただし、小学校段階に相当する 6 年を前期課程、中学校段階に相当する 3 年を後期課程に区分する) 	組織	<ul style="list-style-type: none"> 校長 1 名、副校長 1 名、教頭 3 名（夜間学級含む） 1 つの教職員組織
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> 9 年間 (ただし、小学校段階に相当する 6 年を前期課程、中学校段階に相当する 3 年を後期課程に区分する) 				
組織	<ul style="list-style-type: none"> 校長 1 名、副校長 1 名、教頭 3 名（夜間学級含む） 1 つの教職員組織 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 今回の制度化により、小中一貫教育を法的にも推進することで、確かな学力の定着や「中 1 ギャップ」の解消、地域に根ざした学校づくり等、本市のめざす小中一貫教育が一層推進されることになる 通学区域に転居した場合等、これまで通り何年生からでも義務教育学校に入れることに変わりはない 6 年生の修了は「前期課程の修了」、7 年生の開始は「後期課程の始業」となるが、それぞれ節目となる儀式を実施 義務教育学校の修業年限は 9 年で 9 年で卒業になるため、6 年は前期課程修了になり、修了証書を授与することになる 				

(参考：守口市 HP、広報もりぐち（平成 28 年 6 月）)

信濃町立信濃小中学校（長野県信濃町）																			
概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 12 月 小学校 5 校を 1 校に再編 平成 20 年 3 月 信濃町教育環境検討委員会 最終答申 現信濃中学校敷地に再編小学校および中学校を再編し、建設 再編小学校および中学校において特色ある小中一貫教育を目指す 平成 24 年 4 月開校 小学校 1 年生から 6 年生と中学校 1 年生から 3 年生までの 9 学年が同じ校舎で一貫した教育課程による教育を行う義務教育学校 																		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> 信濃小中学校では施設一体型の小中一貫教育校として、小学校 4 年生までの初等部と 5 年生からの高等部の 4・5 区分で小中 9 年間で運営 学校教育目標の実現に向けて、読書活動とふるさと学習を柱に位置付け、9 年間継続して朝読書活動や信濃町を学習材にした学習に取り組む それらの指導にあたっては、地域の方々の協力を得て、地域で子どもを育み、支援する体制をとっていく 																		
児童生徒数 など	<p>（平成 29 年 4 月 1 日現在）</p> <p>1 年 52 名 2 年 57 名 3 年 57 名 4 年 62 名 5 年 76 名 6 年 52 名 7 年 54 名 8 年 78 名 9 年 77 名 計 565 名</p> <p>教職員数（87 名） 校長 1 名 副校長 1 名 教頭 1 名 教諭・講師 47 名 養護教諭 2 名 栄養教諭 1 名 事務職員 3 名 非常勤講師 5 名 支援員 10 名 司書 2 名 相談員 1 名 ALT2 名 中間教室指導 2 名 SC2 名 校務手 1 名 運転手 6 名</p>																		
通学事情	<p>信濃町地域公共交通協議会との連携</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">路線バス 6 路線</td> </tr> <tr> <td>朝 2 便 7 時台、8 時台</td> <td>学校着</td> </tr> <tr> <td>夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台</td> <td>学校発</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スクールバス 3 路線 路線バス定員超え分 3 台所有</td> </tr> <tr> <td>朝 1 便 8 時台</td> <td>学校着</td> </tr> <tr> <td>夕 2 便 15 時台、16 時台</td> <td>学校発</td> </tr> <tr> <td colspan="2">タクシー送迎 1 路線 古海地区 ジャンボ、普通</td> </tr> <tr> <td>朝 2 便 7 時台、8 時台</td> <td>学校着</td> </tr> <tr> <td>夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台</td> <td>学校発</td> </tr> </table>	路線バス 6 路線		朝 2 便 7 時台、8 時台	学校着	夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台	学校発	スクールバス 3 路線 路線バス定員超え分 3 台所有		朝 1 便 8 時台	学校着	夕 2 便 15 時台、16 時台	学校発	タクシー送迎 1 路線 古海地区 ジャンボ、普通		朝 2 便 7 時台、8 時台	学校着	夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台	学校発
路線バス 6 路線																			
朝 2 便 7 時台、8 時台	学校着																		
夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台	学校発																		
スクールバス 3 路線 路線バス定員超え分 3 台所有																			
朝 1 便 8 時台	学校着																		
夕 2 便 15 時台、16 時台	学校発																		
タクシー送迎 1 路線 古海地区 ジャンボ、普通																			
朝 2 便 7 時台、8 時台	学校着																		
夕 3 便 15 時台、16 時台、18 時台	学校発																		

（参考：信濃町 HP、信濃町立信濃小中学校 HP、「少子・人口減少社会に対応した新たな学校づくり検討会議」資料 信州大学 2013 年 10 月 28 日）

(4) 通学支援

ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金（北海道上士幌町）	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上士幌町ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金条例に基づき、ふるさと納税の寄付金を子育てに活用する ・ 平成 26 年度の充当事業として「スクールバス夢基金号運行事業」が採択された
条例 (抜粋)	<p style="text-align: center;">上士幌町ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金条例 (平成 26 年 3 月 31 日条例第 7 号)</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 ふるさと納税の寄付金の一部を財源として、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり及び少子化対策の推進を図るため、上士幌町ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定めるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第 5 条 基金は、子育て支援及び少子化対策の事業に要する経費に充当する場合に限り、処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により基金を処分する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。</p>
スクールバス 夢基金号 運行事業	<p>(事業概要)</p> <p>児童生徒の定時輸送と安全性の確保、車両維持費の縮減を目的に、老朽化した町有大型スクールバス 1 号を更新する</p> <p>(事業費等)</p> <p>事業費：10,068 千円 うち基金充当額 7,498 千円</p>

2. 現地調査結果

通し番号	1				
施設名	上野間小学校 (学校番号: 1901)	建物名	校舎 (棟番号: 018)		
建築年度	平成7年度 (1995)年度	構造種別	RC		
延床面積	4,001 m ²	階数	地上3階		
部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水、 カラーベスト葺	評価	B
		<p>防水表面に若干の劣化、立ち上がり部分に多少ふくれ等が見られる。 屋上に土がたまり、草が生えている箇所が見られる。 カラーベスト葺部分の金物に塗装の劣化が見られる。</p>			
部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
		<p>鉄筋の爆裂が見られる。サッシ下部にクラックが見られる。</p>			
部位	内装	仕様		評価	A
		<p>内装は良好な状態を保っている。</p>			

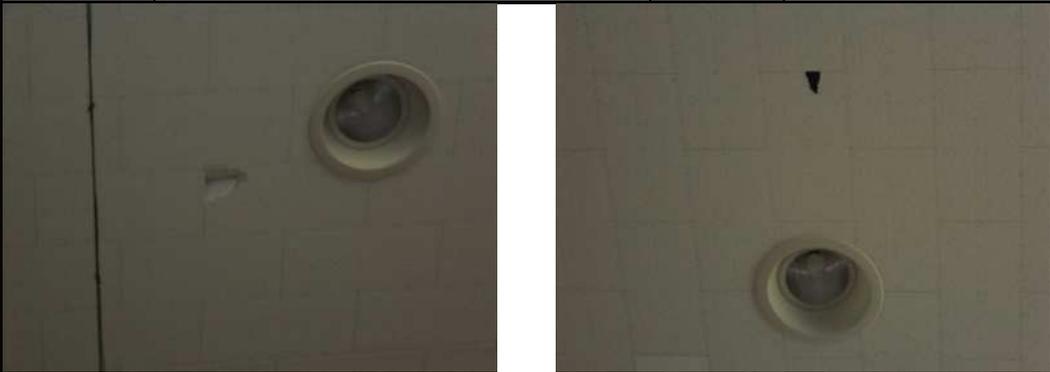
通し番号	2		建物名	屋内運動場（棟番号：019）
施設名	上野間小学校（学校番号：1901）		構造種別	RC
建築年度	平成9年度	(1997)年度	階数	地上2階
延床面積	1,215	m ²		

部位	屋根	仕様	金属屋根、塗膜防水	評価	B
 				<p>塗膜防水部分の表面に劣化が見られる。不陸による排水不良が見られる。</p>	
					

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	B
 				<p>外壁にクラック、塗装のはがれが見られる。 梁型もしくはサッシ廻りに雨漏りの形跡が見られる。</p>	
 					

通し番号	2		
施設名	上野間小学校 (学校番号: 1901)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 019)
建築年度	平成9年度 (1997) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,215	階数	地上2階

部位	外部仕上	仕様	—	評価	B
				外部建具の鉄部に塗装の劣化、錆が見られる。	

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
				【屋内運動場・天井】 天井仕上材に破損(割れ)が見られる。	

通し番号	3		
施設名	野間小学校 (学校番号: 1902)	建物名	校舎 (棟番号: 013)
建築年度	昭和 55 年度 (1980) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,970	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	塗膜防水	評価	D
				防水表面の劣化が見られる。防水立ち上がり部分に破損が見られる。	
					

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
				外壁に割れが見られる。 バルコニー及び庇下面に鉄筋の爆裂が見られる。庇下面に塗装の劣化が見られる。	
					

通し番号	3		
施設名	野間小学校 (学校番号: 1902)	建物名	校舎 (棟番号: 013)
建築年度	昭和 55 年度 (1980) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,970	階数	地上 3 階

部位	設備等	仕様	—	評価	C
				<p>【設備】 高架水槽、アンテナ等の鉄部に錆が見られる。</p> <p>【外部鉄部】 屋外の柵等の鉄部の塗装に劣化、錆が見られる。</p>	

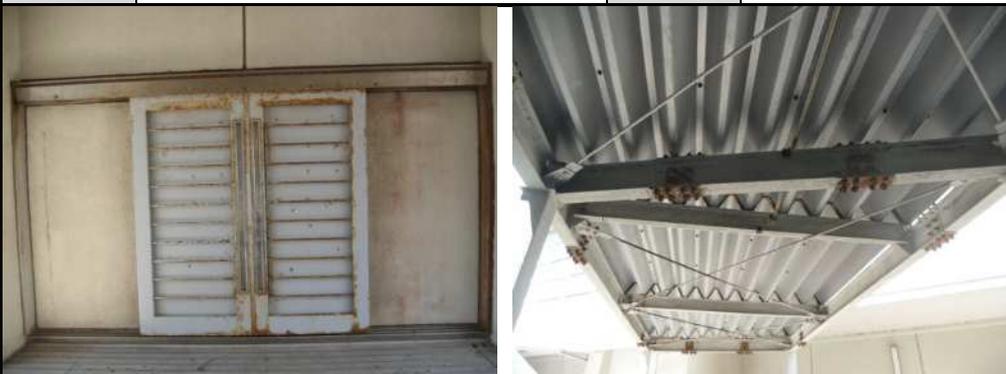
部位	内部仕上	仕様	壁: ビニルクロス	評価	C
				<p>【床】 床材に割れ等の破損が見られる。</p> <p>【壁】 壁の塗装の劣化、はがれが見られる。</p> <p>【アルミサッシ】 ガラス押さえ材の劣化が見られる。</p>	
					

通し番号	4		
施設名	野間小学校 (学校番号: 1902)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 017)
建築年度	平成1年度 (1989) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,138	階数	地上2階

部位	屋根・屋上	仕様	金属屋根、塗膜防水等	評価	B
 				<p>【金属屋根】 端部金物に錆が見られる。</p> <p>【塗膜防水】 塗膜防水表面に汚れ、植物が見られる。</p>	
					

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
 				<p>外壁に鉄筋の爆裂が見られる。</p>	

通し番号	4		
施設名	野間小学校 (学校番号: 1902)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 017)
建築年度	平成1年度 (1989) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,138	階数	地上2階

部位	外部仕上	仕様	—	評価	D
		<p>【鉄部】 鉄部に錆が見られる。外部建具は、錆によって動作不良を起こしている。</p>			

部位	内部仕上	仕様		評価	B
		<p>【天井】 天井仕上材に破損(穴)がみられる。</p>			

通し番号	5		
施設名	奥田小学校 (学校番号: 1903)	建物名	校舎 A (棟番号: 010)
建築年度	昭和 46 年度 (1971) 年度	構造種別	RC
延床面積	587 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	吹付塗装	評価	C
				<p>屋上の防水は良好な状態を保っている。</p>	

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>庇下部に鉄筋の爆裂が見られる。 外壁塗装に劣化が見られる。</p>	

通し番号	6		
施設名	奥田小学校 (学校番号: 1903)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 011)
建築年度	昭和 56 年度	(1981) 年 度	構造種別 RC
延床面積	927	m ²	階数 地上 2 階

部位	屋根	仕様	金属屋根	評価	C
				<p>金属屋根の塗装に劣化が見られる。底の支持部材の鉄部に塗装の劣化、錆が見られる。</p>	

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>底下部に鉄筋の爆裂が見られる。 外壁仕上に塗装の劣化、はがれが見られる。 縦樋接続部に割れが見られる。</p>	

部位	外部	仕様	外壁: 吹付塗装	評価	C
		<p>外部鉄製建具に塗装の劣化、錆が見られる。</p>			

通し番号	6		
施設名	奥田小学校 (学校番号: 1903)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 011)
建築年度	昭和 56 年度 (1981) 年度	構造種別	RC
延床面積	927 m ²	階数	地上 2 階

部位	内部仕上	仕様	評価	C
			<p>【内壁】 内壁に割れが見られる。</p> <p>【鉄部】 手すり、建具支持部材等に塗装の劣化、はがれ、錆が見られる。</p>	
				

通し番号	7		
施設名	奥田小学校 (学校番号: 1903)	建物名	校舎 B (棟番号: 013)
建築年度	平成 2 年度 (1990) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,895 m ²	階数	地上 3 階

部位	屋上・屋根	仕様	アスファルト露出防水、アスファルト保護防水	評価	C
		<p>防水層の立ち上がり部分にふくれが見られる。 受水槽周りのルーバー支持材の鉄部に塗装の劣化、錆が見られる。</p>			
					

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
		<p>外壁に鉄筋の爆裂が見られる。</p>			

通し番号	8		
施設名	奥田小学校 (学校番号 : 1903)	建物名	校舎 C (棟番号 : 014)
建築年度	平成 2 年度 (1990) 年度	構造種別	RC
延床面積	385 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	カラーベスト葺、 アスファルト露出防水	評価	C
			<p>カラーベストが破損 (はがれ) している箇所が見られる。 アスファルト防水の表面が劣化している。 トップライトのシールが劣化、はがれている部分が見られる。</p>		

部位	外壁	仕様	—	評価	A
			<p>外壁は良好な状態を保っている。</p>		

部位	内装仕上	仕様	—	評価	B
			<p>【天井】 天井材に雨漏りの跡が見られる。</p>		

通し番号	9		
施設名	奥田小学校 (学校番号: 1903)	建物名	校舎D (棟番号: 015)
建築年度	平成2年度 (1990) 年度	構造種別	RC
延床面積	468 m ²	階数	地上2階

部位	屋根	仕様	アスファルト露出防水、塗膜防水	評価	D
 				<p>塗膜防水の防水層に劣化、はがれが見られる。</p> <p>アスファルト防水の防水層の表面に劣化、立ち上がり部分にふくれが見られる。</p> <p>(過去に雨漏りがあったことがある。)</p>	

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
 				<p>外壁に鉄筋の爆裂、割れが見られる。</p> <p>底下部にコンクリートの割れが見られる。</p>	

通し番号	9		
施設名	奥田小学校 (学校番号 : 1903)	建物名	校舎 D (棟番号 : 015)
建築年度	平成 2 年度 (1990) 年度	構造種別	RC
延床面積	468 m ²	階数	地上 2 階

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
				<p>【天井】 天井材に雨漏りのあとが見られる。</p>	

通し番号	10		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 004)
建築年度	昭和 52 年度 (1977) 年 度	構造種別	RC
延床面積	1,172 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	金属屋根、アスファルト露出防水	評価	B
				<p>金属屋根の屋根材表面に劣化が見られる。アスファルト露出防水表面に劣化が見られる。排水溝に土がたまり、草が生えている。</p>	

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>外壁の塗装に劣化が見られる。庇下部に鉄筋の爆裂が見られる。</p>	

部位	外部仕上	仕様	—	評価	C
				<p>外部建具の鉄部の塗装に劣化、錆が見られる。</p>	

通し番号	10		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 004)
建築年度	昭和 52 年度 (1977) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,172 m ²	階数	地上 2 階

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
 		<p>【天井】 天井がアスベストを撤去したままとなっている箇所がある。</p> <p>【床】 床材が劣化し、破損している箇所が見られる。</p> <p>【鉄部】 塗装が劣化し、錆が見られる箇所がある。</p>			
					

通し番号	11		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	校舎 A (棟番号: 017)
建築年度	昭和 49 年度 (1974) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,383	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	C
 		 		<p>アスファルト露出防水表面に劣化、立ち上がり部分にふくれが見られる。</p> <p>防水立上り上部のモルタルが破損している箇所が見られる。</p>	

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
 		 		<p>バルコニー下部、底下部に鉄筋の爆裂が見られる。</p> <p>耐震フレームの鉄骨に塗装の劣化、錆が見られる。</p>	

通し番号	12		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	校舎 B (棟番号: 017)
建築年度	昭和 49 年度 (1974) 年度	構造種別	RC
延床面積	961 m ²	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	C
		<p>アスファルト露出防水表面に劣化、立ち上がり部分にふくれが見られる。</p>			

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
		<p>バルコニー下部、庇下部に鉄筋の爆裂が見られる。</p>			

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
		<p>【天井】 天井仕上に雨漏りの跡が見られる。</p>			

通し番号	13		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	校舎 C (棟番号: 018)
建築年度	昭和 51 年度 (1976) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,604 m ²	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	D
				<p>アスファルト露出防水表面に劣化が見られる。脱気装置に破損が見られる。 受水槽下部のコンクリートに鉄筋の爆裂が見られる。</p>	
					

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>庇下部等に鉄筋の爆裂が見られる。</p>	

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
		<p>【天井】 天井仕上に雨漏りの跡が見られる。</p>			

通し番号	14		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	校舎 D (棟番号: 018)
建築年度	昭和 55 年度 (1980) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,100 m ²	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	D
					
<p>アスファルト露出防水表面に劣化が見られる。脱気装置に破損が見られる。 屋上手すりに塗装の劣化、錆が見られる。</p>					

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
					
<p>屋外階段下部に塗装の劣化、はがれが見られる。 サッシ周りのシールが劣化し、漏水の形跡が見られる箇所がある。</p>					

通し番号	14		
施設名	河和小学校 (学校番号: 1904)	建物名	校舎 D (棟番号: 018)
建築年度	昭和 55 年度 (1980) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,100 m ²	階数	地上 3 階

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
		<p>【天井】 天井仕上に雨漏りの跡が見られる。</p>			
					

通し番号	15		
施設名	布土小学校 (学校番号: 1905)	建物名	校舎 A (棟番号: 016)
建築年度	昭和 59 年度 (1984) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,278 m ²	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	C
				<p>広範囲にふくれや目地シーリングの損傷が見られる。 高架水槽の目隠しルーバーの下地鉄骨、アンテナの金物等にさびが見られる。</p>	
					

部位	屋根・屋上	仕様	吹付塗装	評価	C
				<p>外壁仕上に割れが見られ、錆びのようなものもみられる。</p>	

部位	設備	仕様	—	評価	B
				<p>高架水槽からの給水配管が応急処置的な露出配管のままとなっている。(過去、冬季に凍結したことがある。)</p>	

通し番号	16		
施設名	布土小学校 (学校番号: 1905)	建物名	校舎 B (棟番号: 017)
建築年度	昭和 59 年度 (1984) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,718 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水	評価	C
				<p>広範囲にふくれや目地シーリングの損傷が見られる。屋上ハト小屋に鉄筋の爆裂が見られる。エキスパンションジョイントのシール部分に劣化が見られる。</p>	
					

部位	外壁	仕様	塗膜防水	評価	B
				<p>外壁仕上に割れ、底のコンクリート部分に割れが見られる。</p>	

通し番号	16		
施設名	布土小学校 (学校番号: 1905)	建物名	校舎 B (棟番号: 017)
建築年度	昭和 59 年度 (1984) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,718	階数	地上 2 階

部位	外部仕上	仕様	ケイカル板	評価	B
				軒天仕上に穴が空いている。	

部位	内装仕上	仕様	—	評価	B
				【内壁】 割れ、はがれが見られる。	

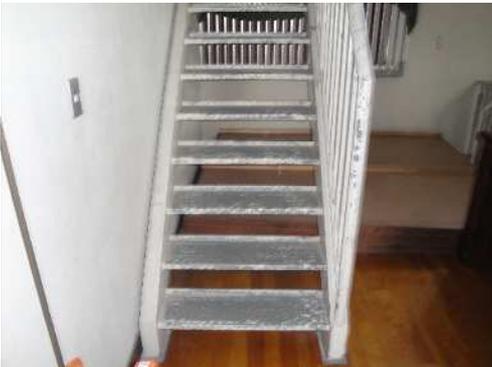
通し番号	17		
施設名	布土小学校 (学校番号: 1905)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 019)
建築年度	昭和 59 年度 (1984) 年度	構造種別	RC
延床面積	958 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	金属屋根	評価	B
				<p>金属屋根の表面に多少劣化が見られる。 樋の落とし口部分に雑草が生えている。</p>	

部位	渡り廊下	仕様	屋根: 塗膜防水	評価	B
				<p>屋根の防水表面に劣化が見られる。 鉄部に錆が見られる。 照明器具が破損している。</p>	
					

通し番号	17		
施設名	布土小学校 (学校番号: 1905)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 019)
建築年度	昭和 59 年度 (1984) 年度	構造種別	RC
延床面積	958 m ²	階数	地上 2 階

部位	外壁・外部仕上	仕様	外壁：吹付塗装	評価	D
					<p>外壁に鉄筋の爆裂が多数見られる。外壁仕上に割れが見られる。</p> <p>鉄製建具に錆が見られ、動きが悪くなっている。</p>
					

部位	内部仕上	仕様	—	評価	C
					<p>【鉄部】 鉄部の塗装に劣化が見られる。</p> <p>【壁】 仕上の劣化、欠けが見られる。</p> <p>【排煙窓】 オペレーターの不調で開かない窓がある。</p>
					

通し番号	18		
施設名	河和南部小学校 (学校番号: 1906)	建物名	校舎 A (棟番号: 001)
建築年度	昭和 36 年度 (1961) 年度	構造種別	RC
延床面積	607 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	シート防水	評価	C
		<p>不陸による排水不良部分、立ち上がり部分にシートのふくれが見られる。また、補修用シートがはがれかかっている。</p>			

部位	外壁	仕様	吹付塗装	評価	D
		<p>外壁に鉄筋の爆裂が見られる。</p>			

部位	内部仕上	仕様	—	評価	A
		<p>【天井】 過去に雨漏りがあった形跡が見られる。</p>			

通し番号	19		
施設名	河和南部小学校 (学校番号: 1906)	建物名	校舎 B (棟番号: 001)
建築年度	昭和 46 年度 (1971) 年度	構造種別	RC
延床面積	649 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	シート防水・塗膜防水	評価	C
		<p>シート防水部分に不陸、ドレンのつまりによる排水不良部分が見られる。 塗膜防水部分の表面に劣化が見られる。</p>			

部位	外壁	仕様	タイル貼	評価	D
		<p>外部タイル張り部分から雨漏りが見られる。</p>			

部位	内部仕上	仕様	外壁: 吹付塗装	評価	C
		<p>【壁】 更衣室壁に雨漏り、ひび割れが見られる。</p>			

通し番号	20		
施設名	河和南部小学校（学校番号：1906）	建物名	校舎C（棟番号：001）
建築年度	昭和56年度（1981）年度	構造種別	RC
延床面積	357	階数	地上2階

部位	屋根・屋上	仕様	シート防水	評価	C
		<p>不陸による排水不良部分、立ち上がり部分にシートのふくれが見られる。また、補修用シートがはがれかかっている。</p>			
					

部位	外部仕上	仕様	軒天：ケイカル板	評価	B
		<p>軒天仕上材に浮きが見られる。</p>			

通し番号	21		
施設名	河和南部小学校（学校番号：1906）	建物名	屋内運動場（棟番号：010）
建築年度	昭和 58 年度（1983）年度	構造種別	RC
延床面積	830 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	金属屋根	評価	A
				<p>屋根は比較的良好な状態を保っている。</p>	

部位	外壁	仕様	塗装、タイル貼	評価	D
	 			<p>外壁に鉄筋の爆裂、塗装の劣化、はがれが見られる。</p> <p>東側タイル貼部分（用具庫外部）から雨漏りがみられる。</p> <p>南側タイル貼部分に若干、タイルの浮きが見られる。</p>	
	 				

通し番号	21		
施設名	河和南部小学校（学校番号：1906）	建物名	屋内運動場（棟番号：010）
建築年度	昭和58年度（1983）年度	構造種別	RC
延床面積	830 m ²	階数	地上2階
部位	渡り廊下	仕様	—
			渡り廊下鉄骨に錆、塗装の劣化が見られる。
部位	内部仕上	仕様	外壁：吹付塗装
			<p>【壁】 用具庫内壁にひび割れ、劣化が見られる。</p> <p>【天井】 天井点検口付近の天井材が破損している。</p>

通し番号	22		建物名	校舎D (棟番号:012)
施設名	河和南部小学校 (学校番号:1906)		構造種別	RC
建築年度	平成5年度	(1993)年度	階数	地上2階
延床面積	799	m ²		

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト保護防水等	評価	C
				<p>【金属屋根】 金属屋根の表面に多少劣化が見られる。 軒樋に錆びによる破損が見られる。</p> <p>【シート防水】 防水シート表面に汚れ劣化が見られる。</p>	
					

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	A
		<p>外壁は比較的良好的な状態を保っている。</p>			

部位	内部仕上	仕様		評価	B
				<p>【音楽室】 壁面に雨漏り跡が見られる。</p>	

通し番号	23			
施設名	野間中学校 (学校番号: 4356)	建物名	校舎 A (棟番号: 004)	
建築年度	昭和 53 年度 (1978) 年度	構造種別	RC	
延床面積	2,486	m ²	階数	地上 3 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト露出防水、塗膜防水	評価	D
				<p>アスファルト露出防水表面の劣化、ふくれ、立ち上がり部分にはがれ等の破損が見られる。 トッライトに破損が見られる。</p>	
					

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>外壁の塗装に劣化が見られる。 外部階段下部に鉄筋の爆裂が見られる。</p>	
					

通し番号	23			
施設名	野間中学校 (学校番号 : 4356)	建物名	校舎 A (棟番号 : 004)	
建築年度	昭和 53 年度 (1978) 年度	構造種別	RC	
延床面積	2,486	m ²	階数	地上 3 階

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
		<p>【天井】 天井仕上に雨漏りの跡が見られる。</p>			

通し番号	24		
施設名	野間中学校 (学校番号: 4356)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 005)
建築年度	昭和 53 年度 (1978) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,567	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	金属屋根	評価	B
				<p>屋根材、ケラバの金物等の塗装の劣化が見られる。</p>	

部位	外壁等	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>梁下部分に鉄筋の爆裂が見られる。 外壁に割れ、塗装の劣化、はがれが見られる。</p>	
					

通し番号	24		
施設名	野間中学校 (学校番号: 4356)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 005)
建築年度	昭和 53 年度 (1978) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,567	階数	地上 2 階

部位	外部仕上	仕様	—	評価	D
				<p>土間部分に沈下等の劣化が見られる。</p>	

部位	内装仕上	仕様	—	評価	A
				<p>内装仕上は比較的良 好な状態を保っている。</p>	

通し番号	25		
施設名	野間中学校 (学校番号 : 4356)	建物名	校舎 B (棟番号 : 012)
建築年度	昭和 63 年度 (1988) 年度	構造種別	RC
延床面積	471 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	塗膜防水	評価	C
				<p>屋根のケラバの金物等の塗装の劣化、錆、破損が見られる。</p>	

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	D
				<p>外部階段の下部のコンクリート部分に割れ、鉄筋の爆裂が見られる。 軒下仕上材の塗装に劣化、はがれが見られる。</p>	

通し番号	26			
施設名	野間中学校（学校番号：4356）	建物名	校舎C（棟番号：013）	
建築年度	昭和63年度（1988）年度	構造種別	RC	
延床面積	2,818	m ²	階数	地上3階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト保護防水、アスファルト露出防水、カラーベスト葺き	評価	D
 		 		<p>アスファルト露出防水表面に多少劣化、立ち上がり部分にふくれが見られる。設備立ち上がり部分に劣化が見られる。</p> <p>アスファルト保護防水の目地材のはがれが見られる。</p> <p>屋上手すり取り付け部分の下地が錆、コンクリートが破損している。</p> <p>ペントハウス屋根のカラーベストがはがれている箇所が見られる。</p>	

部位	外部仕上	仕様	吹付塗装	評価	C
		<p>外壁のサッシ下部にクラックが見られる。</p>			

部位	内部仕上	仕様	—	評価	B
		<p>【天井】 天井仕上に雨漏りの跡が見られる。</p>			

通し番号	28		建物名	校舎 A (棟番号 : 020)
施設名	河和中学校 (学校番号 : 4357)		構造種別	RC
建築年度	昭和 54 年度	(1979) 年度	階数	地上 3 階
延床面積	2,645	m ²		

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト保護防水及びシングル	評価	B
			<p>屋上は別棟より目視のみ。</p>		

部位	外壁	仕様	リシン吹付	評価	D
				<p>パラペット下端のコンクリートが鉄筋の錆により爆裂している部分が広範囲に見られる。 (5 か所以上) 外部階段も同様事項がある。 バルコニーコンクリート手摺にひび割れがある。</p>	
					

通し番号	28		
施設名	河和中学校 (学校番号: 4357)	建物名	校舎 A (棟番号: 020)
建築年度	昭和 54 年度 (1979) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,645 m ²	階数	地上 3 階

部位	内部仕上	仕様		評価	B
		<p>【壁】 大小のひび割れがみられる。</p>			

部位	その他	仕様		評価	
		<p>外部に設置されている電気設備の多くに錆が認められる。 【電気設備：評価 C】</p>			

通し番号	29		
施設名	河和中学校 (学校番号: 4357)	建物名	校舎 B (棟番号: 021)
建築年度	昭和 61 年度 (1986) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,878	階数	地上 4 階

部位	屋根・屋上	仕様	アスファルト保護防水及びシングル	評価	C
 		 		<p>【アスファルト保護防水】 押えコンクリート目地の捲れ、ひび割れが広範囲で見られる。</p> <p>【アスファルト露出防水】 防水部のひび割れが広範囲で見られる。 押え金物のシールの劣化が広範囲で見られる。</p> <p>【アスファルトシングル】(塔屋) めくれがみられる。</p>	

部位	外壁	仕様	リシン吹付	評価	C
 		 		<p>バルコニー立上り壁のクラックが広範囲で見られる。</p> <p>軒裏などに一部仕材のめくれがみられる。</p> <p>塔屋の外壁にクラック、錆汁の跡がいくつか見られる。</p>	

通し番号	29		
施設名	河和中学校 (学校番号: 4357)	建物名	校舎 B (棟番号: 021)
建築年度	昭和 61 年度 (1986) 年度	構造種別	RC
延床面積	2,878	階数	地上 4 階

部位	内部仕上	仕様	評価	B
			<p>【壁】 大きなひび割れがみられる。(塔屋外壁) その他大小のひび割れがいくつか見られる。</p> <p>ひび割れから漏水が確認できる部分がある。 (塔屋外壁)</p>	

通し番号	30		
施設名	河和中学校 (学校番号: 4357)	建物名	屋内運動場 (棟番号: 024)
建築年度	平成5年度 (1993) 年度	構造種別	RC
延床面積	1,793	階数	地上2階

部位	屋根・屋上	仕様	金属板	評価	B
			経過年相応		

部位	外壁	仕様	リシン吹付	評価	B
 			経過年相応		

通し番号	31		
施設名	河和中学校 (学校番号 : 4357)	建物名	校舎 C (棟番号 : 027)
建築年度	平成 24 年度 (2012) 年度	構造種別	RC
延床面積	977 m ²	階数	地上 2 階

部位	屋根・屋上	仕様	金属板	評価	A
				経過年相応	

部位	外壁	仕様	リシン吹付	評価	A
				経過年相応	

通し番号	31		
施設名	河和中学校 (学校番号 : 4357)	建物名	校舎 C (棟番号 : 027)
建築年度	平成 24 年度 (2012) 年度	構造種別	RC
延床面積	977 m ²	階数	地上 2 階

部位	内部仕上	仕様	評価	A
			経過年相応	